第5期矢掛町障害者計画

(令和6年度~令和11年度)

令和6年3月

矢掛町

はじめに

本町では、第6次矢掛町振興計画に基づき、まちの将来像を「やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち」とし、人にやさしく、快適な住環境のもとで活力と魅力あるまちを目指して、「矢掛町に住みたい」「住んでよかった」と実感できる、笑顔があふれるまちづくりを実現するため、町民とともにまちづくりを推進しています。

国においては、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、障害者総合支援法、児童福祉法及び障害者差別解消法の改正や医療的ケア児支援法の施行等、障害のある方への支援に関する法制度の改正等が進められています。

こうした中で、本町では、障害者基本法に基づく障害者のための施策全般にわたる基本的な計画である「矢掛町障害者計画」の策定を平成18年度に行っておりますが、今年度はこの計画の見直し年度となっています。

そこで、本町では、これまでの計画の基本理念であります『「共生社会」の実現~すべての町民が暮らしやすいまち~』を継承するとともに、国が定めた基本指針や地域の実情を踏まえながら、県がめざす障害者の「自立と社会参加」・

「主体的な選択」・「地域での共生」並びに本町の第6次振興計画における福祉分野の目標「人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり」に向け、施策全般を見直し、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする「第5期矢掛町障害者計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づきまして、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる社会、自分らしく暮らすことができる社会を目指して、各種施策に取り組んでまいりますので、皆様の尚一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、幅広い見地から熱心にご審議をいただきました矢掛町障害者計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査や多数の貴重なご意見を寄せていただきました町民の皆様、関係機関・団体の皆様に心から御礼申し上げます。

令和6年3月

矢掛町長 山岡 敦

◆ 目 次 ◆

7,	. –	⋷ 計画策定の基本的な考え方	
	第1		
	1	計画策定の背景と目的	
	2	計画策定の基本理念	
	3	計画の位置付け	
	4	計画の期間	
	5	計画の策定体制	
	第2		
	1	総人口及び世帯数の推移	
	2	障害のある人の動向	
	3	障害種別の年齢別構成	
	4	障害種別の等級別構成	
	5	身体障害のある人の部位別構成	
	6	保育·教育環境の状況	
	7	自立支援医療受給者の状況	
	8	経済的支援受給者の状況	
	9	難病患者の状況	
	10	障害支援区分の状況	17
第	2 章		
	第1		
	第2	2節 差別の解消・権利擁護の理解と協力	
	1	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進	20
	1 2	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進ボランティア活動の推進	20 22
	3	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進ボランティア活動の推進 福祉教育の推進	20 22 23
	3 第3	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進 ボランティア活動の推進 福祉教育の推進 3節 安全・安心な生活環境の整備	20 22 23 25
	- 3 第3 1	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進 ボランティア活動の推進 福祉教育の推進 3節 安全・安心な生活環境の整備 生活環境の整備	20 22 23 25 25
	- 3 第3 1 2	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進	20 22 23 25 25 26
	第3 第3 1 2 3	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進	20 22 23 25 25 26 27
	第3 第3 1 2 3 4	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進	20 22 23 25 25 26 27 28
	第3 第1 2 3 4 第4	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進	20 22 23 25 25 26 27 28 30
	第3 第1 2 3 4 第4	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進	20 22 23 25 25 26 27 28 30 30
	第 1 2 3 4 第 1 2	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進	20 22 23 25 26 27 28 30 30 31
	第3 第1 2 3 4 第1 2 第5	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進	20 22 23 25 25 26 27 28 30 31 33
	第 1 2 3 4 第 1 2 第 1	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進	20 22 23 25 25 26 27 28 30 30 31 33
	第 1234 第 12 第 12	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進	20 22 23 25 25 26 27 28 30 31 33 33 35
	- 3 第 1 2 3 4 第 1 2 第 1 2 3 .	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進	20 22 23 25 26 27 28 30 31 33 33 35 35
	第 1234 第 12 第 12	虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進	20 22 23 25 26 27 28 30 31 33 33 35 35 37

第	56節	情報の利用のしやすさの向上	39
	1 情	報提供の充実	39
2	2 意	思疎通支援の充実	40
3	3 行	攺情報の利用のしやすさの向上	40
第	57節	教育の振興	41
-		害の早期発見・療育−−−−−−	
2	2 教	育環境の整備	42
3	3 生	厓を通じた多様な学習活動の充実	44
第	8節	雇用促進と就労支援	45
-	1 障	害者雇用の促進	45
2	2 障	害特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保	47
第	9節	文化芸術活動・スポーツ等の振興	48
		化芸術活動等の充実に向けた環境整備	
2		ポーツに親しめる環境の整備	
第3	章	計画の推進	51
第	1節	計画の推進体制	51
第	2節	計画の見直し	
第4	章	資料編	53
第 4 1	•	資料編 計町福祉に関するアンケート調査結果の概要	
	· 矢		53
1	· 矢排 用記	ラー・・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	53 64
1 2	· 矢排 用記 矢排	→・・・・・・・ ・・・・・・	53 64 68
1 2 3	矢 押 天 矢 打	計町福祉に関するアンケート調査結果の概要 日解説 計町障害者計画等策定委員会諮問	53 64 68 69
1 2 3 4	矢用 矢 大 大 大 大 計	学町福祉に関するアンケート調査結果の概要 日解説 計町障害者計画等策定委員会諮問 計町障害者計画等策定委員会答申	53 64 68 69

計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

(1)策定の背景

近年、障害者の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援の在り方をはじめ、介護、介助職員の不足や重度障害者(児)への支援等、障害者(児)を取り巻く現状やその支援ニーズは多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のライフスタイルに大きな影響を与え、5類移行後の障害者(児)への支援施策において、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、自ら望む地域生活を実現し自分らしく安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

◆地域での生活支援を充実するための法律の動き

そのような中、平成 30 (2018) 年4月に「障害者総合支援法*1」及び「児童福祉法」それぞれの改正法の施行により、障害者(児)の地域での暮らしを支援するため、自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、介護保険サービスの利用者負担の軽減や共生型サービスの創設等が進められました。また、医療的ケア児への支援や障害のある子どもへのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「市町村障害児福祉計画」の策定も定められました。

◆合理的配慮や意思疎通支援等に関する法律の施行

令和3(2021)年5月には「障害者差別解消法*2」が改正され、事業者による障害者(児)への合理的配慮の提供が義務化されたことなどをはじめ「医療的ケア児支援法*3」の施行等、障害者(児)への支援に関する法制度の改正等が進められています。

令和4(2022)年5月には、障害者(児)における情報の取得や意思疎通等に係る施策の推進を目的として「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法*4」が制定されるなど、大きな動きが見られました。

◆「障害者基本計画(第5次)」の策定

令和5(2023)年3月には、障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画(第5次)」が閣議決定され「共生社会」の実現に資する取組の推進等、全ての施策分野に共通する「横断的な視点」が改めて定められました。

- ※1「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- ※2「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
- ※3「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」
- ※4「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

(2)策定の目的

本町では、平成30(2018)年3月に策定した「第4期矢掛町障害者計画」(以下「第4期計画」という。)において「「共生社会」の実現~すべての町民が暮らしやすいまち~」を基本理念と定め、様々な障害者福祉施策を推進してきました。

第4期計画は、令和5(2023)年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「第5期矢掛町障害者計画」(以下「本計画」という。)を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる社会、自分らしく暮らすことができる社会を目指して、国や県をはじめ関係機関、団体等との連携を図りながら、各種施策に取り組みます。

2 計画策定の基本理念

本計画は、「第6次矢掛町振興計画」における福祉分野の目標「人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり」、「第3次矢掛町地域福祉計画」における目標「みんなが支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくり」と連携・補完し、『「共生社会」の実現~すべての町民が暮らしやすいまち~』を基本理念として、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を自立して営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや支援を地域において計画的に提供できる社会づくりを目指すものです。

【基本理念】

「共生社会」の実現~すべての町民が暮らしやすいまち~



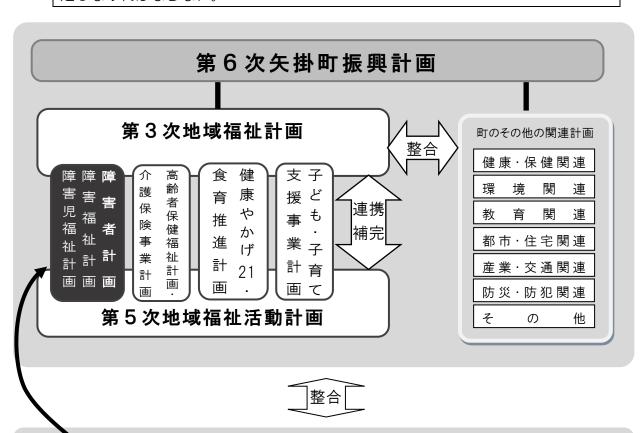
3 計画の位置付け

本計画は、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関、団体、事業者、町が、それぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」にあたるものです。本計画の策定にあたっては、第5期岡山県障害者計画との整合や広域的な調整を図りながら策定します。

障害者基本法

(市町村障害者計画)

第十一条 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。



第5期岡山県障害者計画

(第7期岡山県障害福祉計画及び第3期岡山県障害児福祉計画)

4 計画の期間

第5期矢掛町障害者計画は令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間を計画期間として策定します。

	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和 10	令和 11
	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
–									
│ 矢掛町 │ 障害者計画	复	有4期計画	Ī		第5	期計画	(本計i	画)	
/ III =									
矢掛町 障害福祉計画	9	第6期計画	<u> </u>	第	7期計画		复	的8期計画	<u> </u>
 矢掛町					-				
天街町	第2期計画		第3期計画		画	第4期計画		可	

5 計画の策定体制

本計画を策定するにあたっては、以下のような取組を行いました。

(1)矢掛町障害者計画等策定委員会での審議

当事者や関係団体・機関の代表で構成される「矢掛町障害者計画等策定委員会」 を諮問機関として、障害の特性等を踏まえた具体的な審議を行いました。

(2)アンケート調査の実施

矢掛町内にお住まいの、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、障害福祉サービス利用者、障害児通所サービス利用者 880 名に対するアンケート調査を実施しました。(回収率 56.9%)

(3)パブリック・コメントの実施

令和5(2023)年12月8日(金)~令和6(2024)年1月9日(火)

(4)矢掛町障害者自立支援協議会からの意見聴取の実施

障害者団体や当事者、サービス事業者等から構成される障害者自立支援協議会の 意見を計画に反映させるため、協議会構成員から意見聴取を行いました。

■国•岡山県•矢掛町計画策定状況一覧■

年	国		岡山県		矢掛町	
平成 25 (2013)年	◇障害者総合支援法の施行◇障害者優先調達推進法の施行◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部改正		第2期	障害福祉計画第3期岡山県		障害福祉計画第3期矢掛町
平成 26 (2014)年	◇障害者権利条約の批准	障害者基本計画	第2期岡山県障害者計画	計県	第 3 期	計画町
平成 27 (2015)年	◇難病の患者に対する医療等に関す る法律の施行		計画	第4期日	第3期矢掛町障害者計画	第 4 期
平成 28 (2016)年	◇障害者差別解消法の施行◇障害者雇用促進法の一部改正◇成年後見制度利用促進法の施行	(第3次)		第4期岡山県障害福祉計画	計画	第4期矢掛町障害福祉計画
平成 29 (2017)年			第3期	祉 計 画		祉 計 画
平成 30 (2018)年	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正		第3期岡山県障害者計画	第1期岡山		第1期矢
令和元 (2019)年		者計画管害者基本		第1期岡山県障害児福祉計画第5期岡山県障害福祉計画	筆	第1期矢掛町障害児福祉計画第5期矢掛町障害福祉計画
令和 2 (2020)年	◇障害者雇用促進法の一部改正	計画		社計画	第4期矢掛町	社計画
令和3 (2021)年	◇障害者差別解消法の一部改正 ◇医療的ケア児支援法	(第4次)	第 4 期	第2期岡	4期矢掛町障害者計画	第2期矢
令和4 (2022)年	◇障害者情報アクセシビリティ・コ ミュニケーション施策推進法	第4期岡山県障害者計画		第2期岡山県障害児福祉計画第6期岡山県障害福祉計画		第2期矢掛町障害児福祉計画第6期矢掛町障害福祉計画
令和5 (2023)年		(第5次) 基本計画	計画	者 福祉計画 画 画		型 社計画

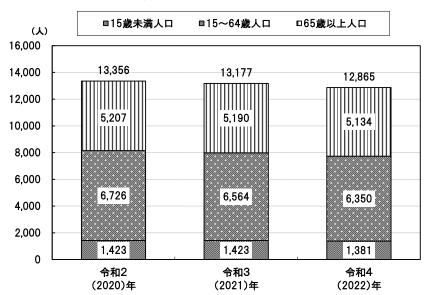
第2節 障害者の現状

1 総人口及び世帯数の推移

住民基本台帳で人口の推移をみると、本町の総人口は緩やかな減少傾向となっており、令和2(2020)年から令和3(2021)年の15歳未満人口を除き、いずれの階層も人口が減少しています。

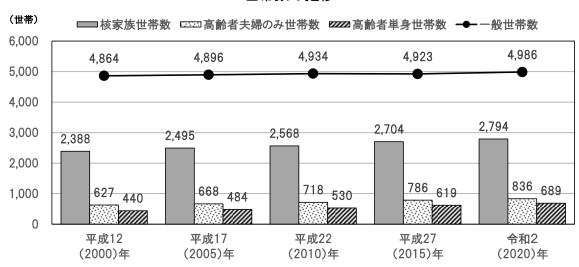
国勢調査で世帯数の推移をみると、核家族世帯、高齢夫婦のみの世帯、高齢単身世帯で増加傾向にあります。

■総人口及び3階層別人口■



資料:住民基本台帳

■世帯数の推移■



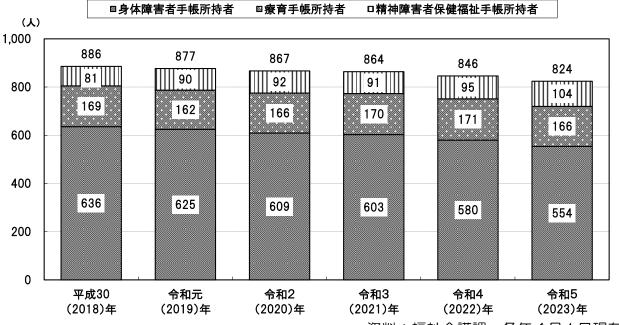
資料:国勢調査

2 障害のある人の動向

本町における障害のある人の数は、令和5(2023)年4月1日現在で、身体障害(身体障害者手帳所持者)が554人、知的障害(療育手帳所持者)が166人、精神障害(精神障害者保健福祉手帳所持者)が104人です。

ここ6年間の推移をみると、身体障害では 636 人から 82 人減、知的障害では 169 人から 3 人減、精神障害では 81 人から 23 人増と、精神障害の増加が顕著となっています。

■手帳所持者数の動向■

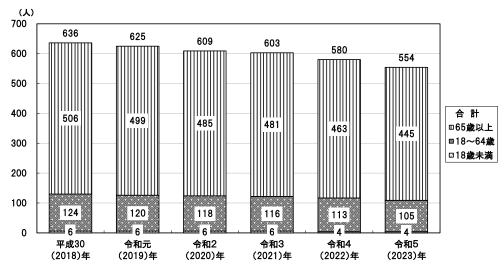


3 障害種別の年齢別構成

年齢構成では、身体障害のある人の場合、令和5(2023)年4月1日現在で18歳未満の障害児は4人で全体の0.7%、18歳から64歳までが105人で19.0%、65歳以上が445人で80.3%となっています。

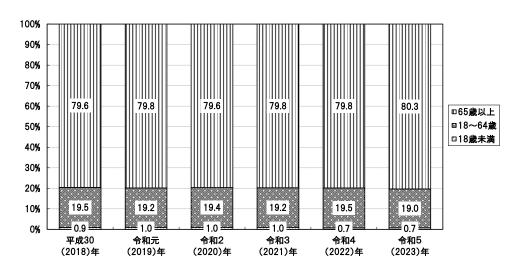
ここ6年間は、いずれの年齢階層も人数は減少しているものの、構成比はほぼ横 ばいとなっています。

■身体障害者手帳所持者数の動向(年齢区分別)■



資料:福祉介護課 各年4月1日現在

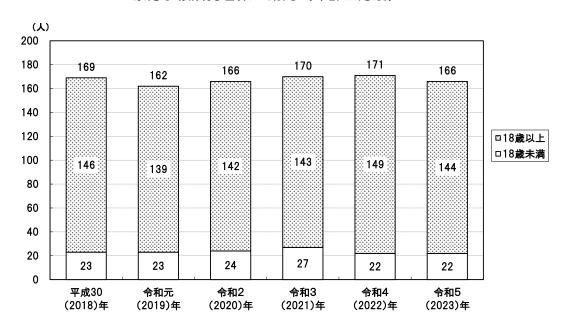
■身体障害者手帳所持者数の動向(構成比)■



※グラフのパーセンテージは、小数点第2位以下の端数処理により合計が100%にならない場合があります。(以下同様)

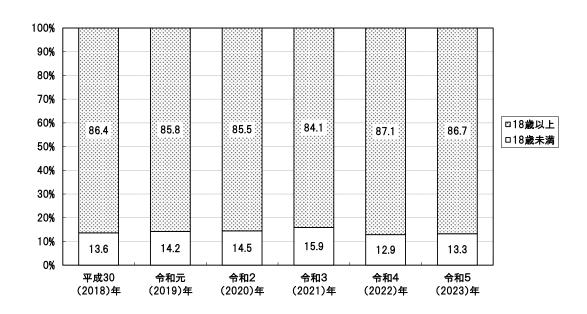
知的障害のある人では、令和5(2023)年4月1日現在、18歳未満の障害児が22人で、全体の13.3%を占め、18歳以上が144人で86.7%を占めています。ここ6年間は、いずれの年齢階層も人数は増減を繰り返しており、構成比でも18歳未満が13%~16%前後、18歳以上が84%~87%前後で推移しています。

■療育手帳所持者数の動向(年齢区分別)■



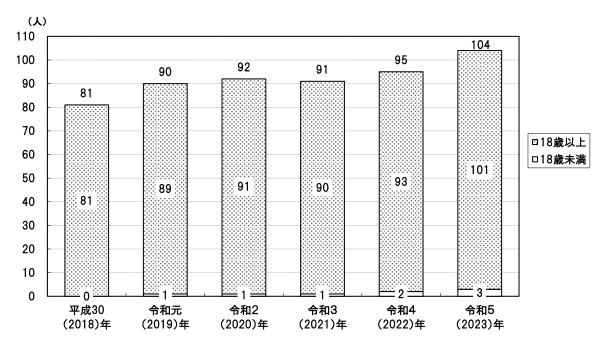
資料:福祉介護課 各年4月1日現在

■療育手帳所持者数の動向(構成比)■



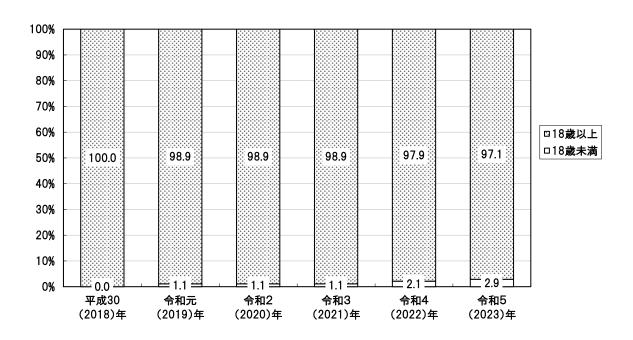
精神障害のある人では、総数は年々、増加傾向を示しています。また、18歳以上が大半を占め、令和5(2023)年4月1日現在、101人で、97.1%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の動向(年齢区分別)■



資料:福祉介護課 各年4月1日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の動向(構成比)■



障害種別の等級別構成

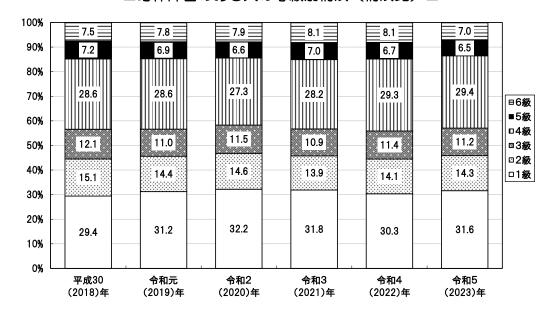
身体障害のある人の等級別構成を平成30(2018)年以降でみると、「1級」、「2 級」を合わせた重度障害者の割合は、平成 30 (2018) 年の 44.5%から令和 5 (2023) 年には 45.9%とやや増加しています。 なお、 人数的には「4級」が 163 人と「1級」の175人に次いで多くなっています。

(人) 700 636 625 609 603 48 580 49 🗏 600 = 48 = **=** 49 **=** 554 46 **= 47 =** 43 40 42 ≣ 39 🗮 39 500 36 ШШ □6級 182 179 166 ■5級 170 170 400 163 □4級 □3級 77 70 69 66 □2級 300 66 62 □1級 90 89 96 84 82 79 200 100 187 195 196 192 176 175 0 平成30 令和元 令和2 令和3 令和4 令和5 (2020)年 (2022)年 (2023)年 (2018)年 (2019)年 (2021)年

■身体障害のある人の等級別構成■

資料:福祉介護課 各年4月1日現在

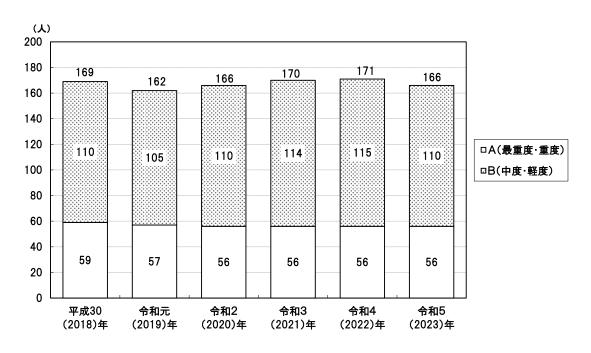
■身体障害のある人の等級別構成(構成比)■



知的障害のある人の場合、令和5(2023)年4月1日現在、療育手帳「A」が56人で、全体の33.7%、「B」が110人で66.3%を占めています。

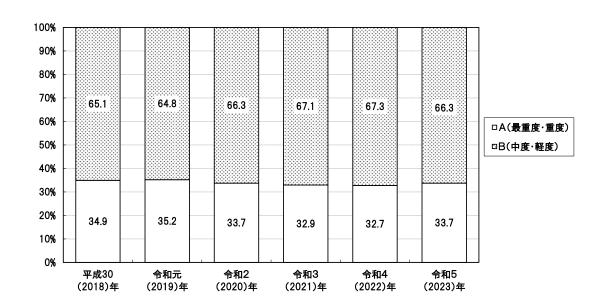
ここ6年間は、いずれの等級も人数はほぼ横ばいとなっており、構成比でも療育手帳「A」が33%~35%前後、療育手帳「B」が65%~67%前後で推移しています。

■知的障害のある人の等級別構成■



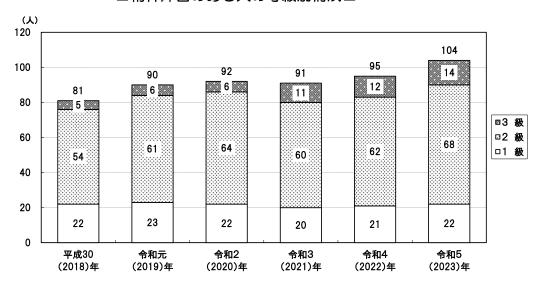
資料:福祉介護課 各年4月1日現在

■知的障害のある人の等級別構成(構成比)■



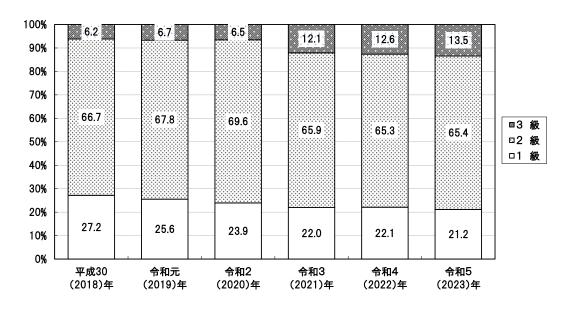
精神障害のある人の場合、令和5(2023)年4月1日現在、「2級」が68人で、全体の65.4%、「1級」が22人で21.2%、「3級」が14人で13.5%であり、ここ6年間、特に直近3年間は、人数的には「2級」「3級」が増加しています。

■精神障害のある人の等級別構成■



資料:福祉介護課 各年4月1日現在

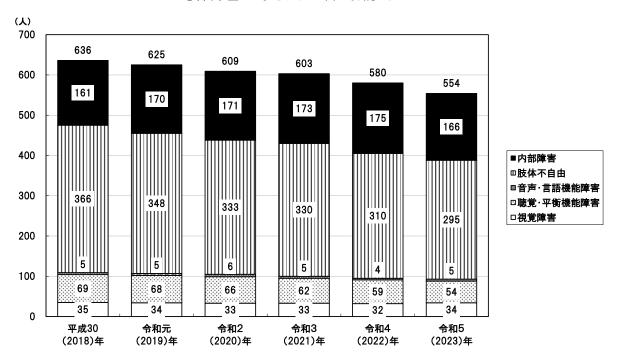
■精神障害のある人の等級別構成(構成比)■



5 身体障害のある人の部位別構成

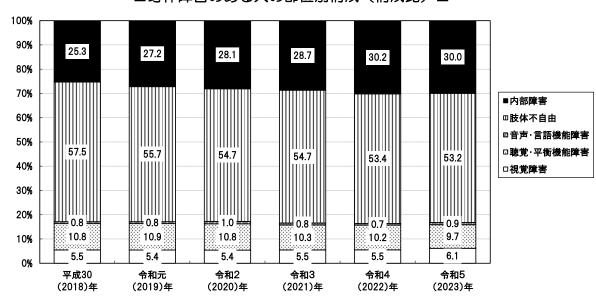
身体障害のある人の部位別構成では、令和5(2023)年4月1日現在、「肢体不自由」が295人と最も多く、次いで「内部障害」が166人で、両部位で全体の83.2%を占めています。部位別構成比は、ここ6年間で、「肢体不自由」が年々減少しているのに対し、「内部障害」は令和5(2023)年にわずかに減少したものの、それまでは増加傾向を示しています。

■身体障害のある人の部位別構成■



資料:福祉介護課 各年4月1日現在

■身体障害のある人の部位別構成(構成比)■



6 保育・教育環境の状況

幼児健康診査受診状況では、「3か月児」「1歳6か月児」は、令和3(2021)年から令和4(2022)年の2年間で受診率は増加しているものの、「3歳児」は若干減少しています。

令和2(2020)年度より認定こども園が開園しましたが、障害児保育の障害児数はこの3年間は20人前後で推移しています。

また、本町の小・中学校に設置されている特別支援学級は、令和5(2023)年5月1日現在、13学級(小学校10、中学校3)で、在籍している児童・生徒数は、54人(小学校40人、中学校14人)です。

特別支援学校への就学状況は、令和5(2023)年5月1日現在、知的障害が12人となっています。

■乳幼児健康診査受診状況の推移■

単位:人

	3か月児		1歳6か月児		3歳児	
	令和3	令和4	令和3	令和4	令和3	令和4
	(2021)	(2022)	(2021)	(2022)	(2021)	(2022)
	年	年	年	年	年	年
対象者数	50	56	75	85	92	91
受信者数	46	56	71	83	92	89
受診率	92.0%	100.0%	94.7%	97.6%	100.0%	97.8%

資料:健康子育で課 各年4月1日現在

■障害児保育の実施状況の推移■

単位:人

	令和3	令和4	令和5
	(2021)年	(2022) 年	(2023) 年
全園児数	423	418	405
うち障害児数	20	19	21

資料:健康子育で課 各年4月1日現在

■特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移■

単位:学級、人

		令和3	令和4	令和5
		(2021)年	(2022) 年	(2023)年
小兴坎	学級数	10	10	10
小学校	児童数	41	41	40
中景林	学級数	3	3	3
中学校	生徒数	13	15	14

資料:教育委員会 各年5月1日現在

■特別支援学校への就学状況■

単位:人

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	合計
小学校部	0	0	6	2	0	8
中学校部	0	0	4	0	0	4
高等部	0	0	2	0	0	2
合計	0	0	12	2	0	14

資料:教育委員会 令和5年5月1日現在

7 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者数は、ここ3年間で受給実績のない「育成医療」を除いて、いずれも減少ないし停滞傾向にあります。

■自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)受給者数の推移■

単位:人

	令和3	令和4	令和5
	(2021)年	(2022)年	(2023) 年
更生医療	57	54	53
育成医療	0	0	0
精神通院医療	181	165	166

資資料:福祉介護課 各年4月1日現在

8 経済的支援受給者の状況

令和5(2023)年4月1日現在の特別障害者手当の受給者は9人で、ここ3年間は横ばい、障害児福祉手当は4人で減少傾向、特別児童扶養手当は17人とほぼ横ばいで推移しています。

■経済的支援受給者数等の推移■

単位:人

	令和3	令和4	令和5
	(2021) 年	(2022)年	(2023)年
特別障害者手当	9	9	9
障害児福祉手当	6	5	4
特別児童扶養手当	17	19	17

9 難病患者の状況

令和5(2023)年4月1日現在の特定医療費(指定難病)受給者は145人で、ここ3年間は130人~150人を増減していますが、小児慢性特定疾病医療費受給者は15人で、ここ3年間は増加しています。

■難病患者数の推移■

単位:人

	令和2	令和3	令和4
	(2020) 年	(2021)年	(2022)年
特定医療費(指定難病)受給者	151	134	145
小児慢性特定疾病医療費受給者	13	14	15

資料:備中保健所井笠支所 各年度末人員

10 障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要となります。(ただし、サービス種別によっては認定が不要なサービスもあります。) 数字が大きくなるにつれて支援の必要度が高い障害支援区分については、令和5(2023)年4月1日現在では「区分6」が23人で最も多く、次いで「区分3」の22人、「区分4」の19人となっています。

ここ3年間では、おおむね「区分6」「区分4」は増加傾向にあります。

■障害支援区分認定者数の推移■

単位:人

	令和3	令和4	令和5
	(2021)年	(2022)年	(2023)年
区分1	0	0	0
区分2	22	15	16
区分3	23	20	22
区分4	16	18	19
区分5	16	14	14
区分6	21	23	23
合計	98	90	94



計画の基本方向

第1節 施策体系

施策分野

基本施策

- 1 差別の解消・権利擁護 の理解と協力
- 1 虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進
- 2 ボランティア活動の推進
- 3 福祉教育の推進
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 1 生活環境の整備
- 2 移動環境の整備
- 3 防災・防犯対策の推進
- 4 安心できる生活への支援

- 3 保健・医療の推進
- 1 精神保健・医療の適切な提供
- 2 保健・医療の充実
- 4 自立した生活の支援・意思 決定支援の推進
- 1 相談支援体制の充実
- 2 意思決定支援の推進
- 3 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- 4 障害のある子どもに対する支援の充実
- 5 障害福祉サービスの質の向上等
- 5 情報の利用のしやすさの向上
- 1 情報提供の充実
- 2 意思疎通支援の充実
- 3 行政情報の利用のしやすさの向上

6 教育の振興

- 1 障害の早期発見・療育
- 2 教育環境の整備
- 3 生涯を通じた多様な学習活動の充実
- 7 雇用促進と就労支援
- 1 障害者雇用の促進
- 2 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業 機会の確保
- 8 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 1 文化芸術活動等の充実に向けた環境整備
- 2 スポーツに親しめる環境の整備

第2節 差別の解消・権利擁護の理解と協力

障害者基本法第4条において、障害者差別その他の障害者に対する権利利益の侵害行為が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められていること、また、障害者の権利に関する条約第5条においても、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置を採ることが求められていること、さらに、障害者差別解消法においてこうした趣旨が具体化されていることを踏まえると、障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供される必要があります。

国においては、令和3(2021)年6月に障害者差別解消法改正法が公布され、 事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強 化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置が強化されました。 しかし、アンケート調査結果をみると、障害のある人への差別や偏見を感じる人 は全体の3割を占めています。

障害者をはじめ、全ての町民が平等で快適な生活を営むためには、町民一人ひとりが障害及び障害者に対する正しい理解と認識を深め、結果として、差別解消や権利擁護につながることを理解する環境づくりが必要です。

1 虐待の防止及び差別解消等、権利擁護の推進

現状と課題

アンケート調査結果では、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかとの問いに対し、「ある」、「少しある」と回答した人の割合が合わせて、31.4%となっており、依然として差別等を感じている人が少なからずいることが分かります。

また、差別や嫌な思いをした場所は、「外出先」45.2%、「学校・仕事場」38.2%、「住んでいる地域」30.6%となっており、今後、障害のある人の地域生活への移行を促進するにあたって、虐待防止のための取組をはじめ、障害への理解、差別をなくすための啓発活動、地域での生活を支える権利擁護体制の強化が一層重要になっています。

このような状況のもと、障害者虐待防止センターを中心とした障害者虐待の通報・届出や相談等に適切に対応できる体制の整備を図っています。また、これまで井笠圏域3市2町で共同設置していた井笠地域自立支援協議会が解散したことにより、令和2(2020)年4月に町単独で障害者自立支援協議会を設置し、関係団体、相談支援事業所等と連携した取組を行えるようネットワークづくりを行っています。

さらに、全国的に社協が実施する日常生活自立支援事業の利用者や法人後見事業の利用者が増えていますが、町社協でも同じ状況にあり、対応する専門職員の増員が必要となっています。

障害を持つ人が地域の一員として認められ安心して生活できるよう、地域住民みんなが関心を持ち、交流の機会を作るなど、障害を持つ人を含む地域住民みんなで安心して暮らせる地域づくりを推進していく必要があります。

また、アンケート調査結果では、成年後見制度を知っているかとの問いに対し、「名前も内容も知らない」が33.9%で最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.3%と全体の3分の2の人が制度についての十分な知識を持っていない状況であり、同制度に対する啓発等を通して権利擁護への取組体制の強化が必要です。本町では、令和2(2020)年4月に社会福祉協議会に開設した権利擁護センターが実績を積み、権利擁護支援の中核的な役割を担っていることから、令和5(2023)年4月より成年後見制度の利用促進に係る中核機関業務を社会福祉協議会へ委託し、社会福祉協議会と町行政が連携の上、地域における権利擁護体制の充実を図っています。

第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域でも必要な人が 成年後見制度を利用できるよう利用支援事業の実施内容を検討することが示されて います。

しかし、助成基準により後見人等が報酬を満額受け取ることができない事案もあるため、国や県の動向を注視しつつ、適宜見直しと改正を行い、制度の利用促進に取り組む必要があります。

障害者を含む全ての地域住民にとって、住みよい平等なまちづくりを進めていくためには、町民一人ひとりが障害及び障害者に対する正しい理解と認識を深めることが重要です。そのため、「広報やかげ」や有線放送等を活用した広報活動を行ったほか、矢掛町障害者自立支援協議会を中心に障害者関係団体と連携し啓発活動について協議を重ねています。

このことを通して、地域共生社会の実現を念頭に、障害のある人に関する町民の理解を促進するため、幅広い町民を対象とした啓発活動が必要です。

具体施策

(1)虐待の防止及び早期発見の推進(強度行動障害を有するものへの支援含む)

障害者等に対する虐待の防止及び早期発見と対応を図るために、「障害者虐待防止センター」を中心とした障害者虐待の通報・届出や相談等に適切に対応し、矢掛町障害者自立支援協議会等と、虐待防止に向けたネットワークづくりなど、地域住民や関係団体、相談支援事業所等と連携した取組を推進します。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の整備が障害者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点を踏まえつつ、強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施等の支援体制の整備を検討します。

(2)成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度の利用を必要とする低所得の障害者等が制度を利用し、尊厳のある本人らしい生活が継続できるよう、成年後見制度利用支援事業の周知及び適切な実施、体制整備に取り組みます。

具体的には、町民後見人の確保、社会福祉協議会での日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用促進に取り組むとともに、地域全体で権利擁護問題に向き合い、対応できる力をつけていく必要があるため、中核機関を中心とした地域連携ネットワークの構築を目指します。

(3)障害を理由とする差別解消の推進

障害者差別解消法の趣旨や目的を理解し、広報、啓発活動により障害を理由とする差別の解消及び合理的配慮を推進します。

(4)広報・啓発活動の推進

障害及び障害者に対する正しい理解と認識が図られるよう広報誌等による啓発活動を推進します。特に発達障害については、その存在や特性が社会的に十分に認識されているとは言えないため、一層の啓発活動に努めます。

また、障害者に直接かかわる機会の多い町職員については、意識の向上や理解を深めるため研修や啓発の促進を図るとともに、学校や医療機関、さらに企業等についても、障害についての正しい理解と認識の普及に努めます。

また、広く町民の理解を深めるために、障害者関係団体との連携・支援を強化するとともに、障害者週間、人権週間等を活用して、啓発活動の促進を図ります。また、各団体の自主的な研修や学習会等について、その開催のための支援を行います。

2 ボランティア活動の推進

現状と課題

本町では、社会福祉協議会の中にボランティアセンターが設置されています。ボランティアを必要とする人と活動する人とのつなぎやボランティアセンター登録団体同士の連携をサポートし、地域福祉、生涯学習の推進に努めています。また、ボランティアセンターでは、障害者支援はもとより、高齢者支援、レクリエーション提供、子育て支援及び環境ボランティア等の団体が登録・活動しています。このうち、コミュニケーション支援事業を担う手話奉仕員、要約筆記奉仕員については、井原市が実施する手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座を矢掛町民が受講できるようにし、技術の向上を図っています。

ボランティア活動の活性化のために、各種ボランティア団体やその活動の情報収集・提供、参加啓発資料等の作成といった活動への支援、推進を図っていくことが必要です。

具体施策

(1)ボランティアの養成

活動の振興と質の高い活動の推進のため、技術の向上を図り、今後も重要な事業であるコミュニケーション支援事業を担う手話通訳者、要約筆記者、点訳翻訳者等を中心にボランティアの養成を一層強化します。

(2)矢掛町ボランティアセンターの充実

社会福祉協議会に設置している「矢掛町ボランティアセンター」への支援を通して潜在化しているボランティアニーズの掘り起こしや、ボランティア活動への積極的な参加促進を図ります。

(3)ボランティア体験活動事業の推進

社会福祉協議会で行っている「夏のボランティア体験」や福祉教育を引き続き実施し、ボランティア活動に対する基礎的な知識や技術の醸成を促進するとともに、 新たな体験活動の場を提供できるよう努めます。

3 福祉教育の推進

現状と課題

障害による差別や偏見等のない社会をつくるためには、障害のあるなしに関係なく、互いが理解し、学校や職場、地域生活での交流の機会を持つことが重要です。 本町では、障害についての正しい理解の促進のための講演会を行っています。

令和4(2022)年度から「交流籍を活用した居住地校交流」を開始し、特別支援学校の児童生徒が居住地校に交流籍を置き、個に応じた交流を行っています。

郡内の特別支援学級に在籍する小中学生が年に1回「なかよし旅行」で交流をしており、郡内の特別支援学校児童生徒も招待しています。

町民や町内在勤者に対しては、人権に関する研修を年6回、各地区で年1回行っているほか、7月と2月には毎年、人権教育講演会を開催しています。

「地域共生社会」の実現を念頭に、学校をはじめ、地域全体の中で広く障害者との交流が図られる場や機会を通して、「ノーマライゼーション」の理念を浸透させる必要があります。

具体施策

(1)交流教育の推進

障害者への正しい理解と認識を深めるため、地域・家庭・学校・職場との連携を 引き続き強化し、福祉教育の充実を図ります。

(2)ふれあい・交流の場づくりの充実

福祉サービス施設における施設と地域の交流活動を推進し、障害者の社会復帰に向けて自立の助長を図るとともに、矢掛町障害者自立支援協議会等と障害のない人も含めた交流の場を提供します。

(3)人権教育の推進

障害に関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深める ため、周知徹底を図った上で、講演会等の定期的な開催に努めます。

(4)町職員に対する研修の実施

障害を理由とする差別を解消するため、差別の解消はもちろん、合理的配慮に率 先して取り組むことや職員研修等を通して、職員が障害者福祉について理解を深め ます。

(5)「まちづくり出前講座」の活用

本町が実施している「まちづくり出前講座」においては、障害者福祉についての内容の充実を図り、障害者や障害福祉についての正しい理解・認識の普及・啓発に努めます。



第3節 安全・安心な生活環境の整備

障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の 実現を図るためには、障害当事者等の意見を踏まえ、日常生活に則した住環境及び 移動・交通環境、防犯・防災対策の整備が必要です。

障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の 整備、利便性に配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的 な推進が求められています。

1 生活環境の整備

現状と課題

本町では、公共施設や建築物のバリアフリー化のほか、公園等のオープンスペースにおける通路、トイレ等について障害者に配慮した措置を講じてきていますが、まだ十分とは言えない状況です。

アンケート調査結果をみると、日中、一人で外出する人は33.5%と3割を占めるほか、外出の目的では、「買い物に行く」、「医療機関への受診」等の日常生活に係る項目がいずれも60%強、「通勤・通学・通所」が35.4%となっており、外出の際に困ることとしては、「公共交通機関が少ない(ない)」、「道路や駅に階段や段差が多い」が上位を占めており、これまで以上に、公共施設等のバリアフリー化や移動交通手段の確保が必要です。

本町では令和5(2023)年にオープンした「やかげ西町イベント広場」において、オストメイト対応のトイレの整備、重伝建区域内にあって遺構を残しつつもスロープを設置するなど、障害者に配慮した施設整備を行っています。

ただ、今後は、計画の段階から町民の意見を取り入れ、ユニバーサルデザイン化が進められるよう検討していくことが必要です。

具体施策

(1)バリアフリー化の推進

公共施設や駅等でのバリアフリー化を進めることによって、誰もが快適で暮らし やすい生活環境の整備を通して、障害者の自立と社会参加を支援します。

バリアフリー化は、公共施設や駅等だけでなく、それぞれのトイレや関連設備についても、障害者や高齢者に配慮して整備されるよう、引き続き県や関係機関及び 民間事業所と連携しながら、多様なニーズに対応した計画的な整備・改善を推進します。

(2)交通安全対策の充実

全ての人にとって道路は、移動手段に関係なく日常生活における自由な移動の基礎となるものであり、障害者や高齢者を含めた全ての人が安心し、自由に行動できるための道路のバリアフリー化を推進します。

2 移動環境の整備

現状と課題

障害者にとって、移動・交通手段の確保は、自立した生活や積極的な社会参加を 充実させるために大切な項目です。

アンケート調査結果をみると、障害区分によって差がみられ、身体障害がある人では「道路や歩道の階段や段差」が最も多く、知的障害がある人では「出先で困ったときの対応」をはじめ「切符の買い方や乗り換え方法」「介助者の確保」、精神障害がある人では「公共交通機関が少ない(ない)」「発作など突然の身体変化や周囲の目」等が、それぞれ多く回答されています。

外出時に困ることは、障害の区分や特性によってニーズが異なります。今後、ニーズの高まりが想定される移動支援の充実を図る必要があります。

具体施策

(1)外出支援の充実

以下の各種外出支援事業を引き続き推進します。

● 移動支援事業

屋外での移動が困難な知的障害者、精神障害者等に対し、社会生活上必要な外出及び余暇活動の社会参加のための支援を行います。

● 同行援護

屋外での移動が困難な視覚障害者に対し、外出のための同行援護を行い、 地域における自立生活や社会生活の支援を行います。

● 移送サービスの充実

安全で快適な移動を支援するため、要望に沿った移送サービスの提供を通して、車イス使用者の外出を促進します。併せて、重度障害者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図るためのタクシー券の利用を促進します。

● 自動車改造及び自動車運転免許取得事業の促進

身体障害者や知的障害者が移動のため、自ら自動車を運転することへの支援を通して、社会活動への参加とともに自立生活を促進します。

● 交通費の助成

難病者等給付金の支給を通して、人工透析を受けている人や特定疾患医療 受給者に対する通院への交通費を助成します。

(2)歩行空間の整備

安全で快適な歩行環境の確保のため、交差点の改善・信号機への視覚障害者用付加装置の設置や、誘導ブロックの敷設、スロープの設置、段差の解消等、障害者の社会参加を促進するため、安全かつ円滑な整備を関係機関へ要望します。

3 防災・防犯対策の推進

現状と課題

アンケート調査結果をみると、災害時に困ることとしては、身体障害がある人や 精神障害がある人では「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が、知的 障害がある人では「安全なところまで、迅速に避難することができない」が、それ ぞれ最も多く回答されています。

本町では、矢掛町地域防災計画を令和4(2022)年3月に見直し、民生委員・ 児童委員の協力のもと、災害時に自力で避難をすることが困難な障害のある人や高 齢者(避難行動要支援者)の情報を把握し、名簿を整備するとともに、避難行動要 支援者が必要な支援を受けられる体制を推進しています。

今後は、迅速な対応が行えるよう、個別避難計画を策定する必要があります。特に、安否確認や避難の手助けのためには、障害のある人の所在を事前に把握しておくことや、地域の自主防災組織と連携することが重要です。

そのため、出前講座等、機会をとらえて個別避難計画の策定を促していますが、 進んでいません。

また、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度にかけては地域で行う防災訓練の支援を行っていますが、障害者の参加には結びついていない状況です。

なお、現在、5箇所ある指定福祉避難所は、全て高齢者福祉施設ですが、施設によっては状況に応じて障害者の受入れが可能となっています。

また、障害のある人が消費生活トラブル、事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、地域における日頃の防犯体制の強化が必要です。

特に、消費生活トラブルについては、矢掛町消費生活相談窓口を中心に関係者、 関係機関が連携して対応しています。

具体施策

(1)防災・防犯対策の普及啓発

障害者やその家族に対して、防災・防犯に関する意識の高揚を図ります。また、 災害時における迅速な救助活動を行えるよう個別避難計画の策定を促進するととも に、障害をもつ人をはじめとする住民がより安全で確実な予防・応急・復旧対策が できるよう普及啓発を行います。

(2)避難行動要支援者名簿の整備

災害時に自力で避難をすることが困難な障害のある人や高齢者等、「避難行動要支援者」の情報を把握し、民生委員・児童委員の協力のもと名簿を整備するとともに、避難行動要支援者が必要な支援を受けられる体制を推進します。

(3)自主防災組織の育成指導

引き続き自主防災組織、防災士との連携強化を目指します。

(4)防災訓練への参加促進

障害者の家族と地域での話し合いを促進し、障害者も防災訓練に参加しやすい体制整備を図ります。

(5)避難誘導体制の確立

個別避難計画の策定を進める中で、計画に沿った訓練を行い、個別避難計画の実効性を高めます。また、避難支援者も訓練に加わることで、地域での見守り体制の実効性を確保していきます。

併せて、学校における空き教室の確保、障害者の特性への理解促進により、集団 生活になじめない障害者の避難所受入体制の整備を推進します。

(6)消費生活トラブルに関する相談の充実

多機関と連携し、注意喚起等、情報提供の迅速化や相談しやすい体制づくりを推進します。また、岡山県消費生活センターとの連携強化、矢掛町消費生活相談窓口担当職員のレベルアップに努めます。

4 安心できる生活への支援

現状と課題

アンケート調査結果をみると、地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」「必要な在宅サービスが利用できること」が4割を超えて最も多く、以下、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、「障害者に適した住居の確保」、「生活訓練等の充実」が3割以上を占めており、住居を中心とした環境整備が求められています。その中で、本町では、年に1回障害福祉サービスー覧のチラシを各戸配布するとともに、避難行動要支援者台帳を整備しています。また、新規登録希望者についても、民生委員・児童委員の見守り活動の中で声かけを行っています。

今後は、生活が困難な障害者の暮らしの場としてのグループホームの整備、民生委員・児童委員等との連携強化による地域での見守り、相談支援体制の整備等を進めていくことも必要です。また、本町では、各種手帳交付時に、各種医療費の助成制度や障害年金・手当、またさまざまな減免制度等について記載した一覧表を配付する等、家族にかかる負担の軽減への支援に努め、情報提供しています。

障害者の居場所づくりは地域活動支援センターをあすなろ園に委託し、障害者の日中の活動の場として整備を図っています。

障害者本人とその家族が安心して地域での生活を送っていくためには、介助者にかかる介護の負担を軽減するとともに、当事者と訪問系サービスや日中活動系のサービス等を適切に結びつけるために、相談支援体制の充実と事業所等の関係機関との連携強化、そして当時者への情報提供の充実が必要です。

具体施策

(1)家族にかかる負担の軽減

各種サービスの必要量の確保、各種医療費の助成制度や障害年金・手当、さらに はさまざまな減免制度等についてより一層の情報提供を通して、障害者の家族にか かる負担の軽減を図ります。

(2)相談支援体制の整備

親等が介助できなくなる「親亡き後」の状況を想定して、民生委員・児童委員や 各町内会・自治会、そして保健師や矢掛町障害者相談支援センター、矢掛町地域包 括支援センターとの連携体制をより充実・強化し、支援の必要な障害者についての 早期からの情報の把握に努めるとともに、該当家庭にサービス利用を促すための相 談支援の質・量の確保に努めます。

(3)将来への不安の軽減

障害のある子を持つ親の将来への不安の軽減を図るために、暮らしの場であるグループホームの整備に努めるほか、成年後見制度についての周知及び利用促進、障害年金や心身障害者扶養共済制度等についてのより一層の情報の発信を行います。

(4)日常生活での不安の軽減

緊急通報システム等の普及、民生委員・児童委員等を中心とした地域での連絡・ 見守り体制の強化、さらには避難行動要支援者の把握とその支援体制の整備を通し て、災害や緊急事態の発生についての不安の軽減に努めます。

(5)高齢の障害者の居場所づくり

地域活動支援センター等の整備をはじめ、各地域の「いきいきサロン」への交流・参加が推進できるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携強化を通して、高齢障害者の居場所づくりに対する啓発や活動支援に努めます。

(6)地域生活支援拠点の整備

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も踏まえ、地域で安心して暮らせるよう、相談・体験の機会や場所・緊急時の受入、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ拠点の整備に努めます。また、社会資源が少ない中で、他の市町との連携を検討します。

第4節 保健・医療の推進

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むための退院後の支援が必要です。

また、障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、 地域医療体制等の充実を図る必要があります。

1 精神保健・医療の適切な提供

現状と課題

本町では、矢掛町障害者相談支援センター等と連携の元、精神障害者への相談支援を実施するとともに、精神保健知識の普及啓発を図るために、精神障害者患者・ 家族会「ほたるの会」が「心のふれあい講演会」を開催しており、その活動を支援 しています。

精神障害者については、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進める必要があります。また、退院後の受け皿や必要なサービス、また、地域で安心して、生活を営むための周囲の理解・協力と支援等の条件整備を推進する必要があります。

具体施策

(1)相談支援体制の充実

地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)、自立生活援助の提供体制の整備を図ります。

(2)医療機関との連携

精神科を有する病院と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

併せて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を念頭に、精神 障害者の地域移行の取組を担う人材育成や連携体制の構築等を図ります。

(3)精神保健知識の普及啓発

地域社会が精神障害者を受け入れやすくするために精神保健知識の普及啓発に努めます。

(4)在宅復帰に向けたサービス整備

居宅介護等、訪問系サービスの充実を通して、退院した精神障害者への在宅復帰 に向けた質・量ともに確保されたサービスの提供に努めます。

2 保健・医療の充実

現状と課題

本町では健康増進に向けて、「栄養・食生活」「運動・身体活動」「休養・こころ」「たばこ」「アルコール」「歯と口」「生活習慣病の発症及び重症化予防」の 7分野で個人や家庭、地域、行政の役割を明確にし、まち全体で健康づくりと食育を推進しています。

このような中、本町の障害のある乳幼児への保健サービスに関する考え方は、「早期発見・早期支援」です。具体的には、子どもが健康な発達を遂げるために必要な療育サービスや医療サービスの提供、支援を必要とする子どもと家族への情報提供や相談支援、専門的なアセスメントやプログラムの開発等の取組であり、障害のある子どもが社会全体で受け入れられ、その可能性を最大限に伸ばし、豊かな生活を送ることができるようにすることを目指していますが、事業を進めるにあたっての専門人材の確保が課題となっています。

また、育児相談や要観察児教室の開催のほか、発達障害児保育等を通して、子どもの療育・相談体制の充実を図っていますが、支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、保育所や認定こども園への人的支援が不足している状況です。

平成31(2019)年度に矢掛病院に精神科が開設されました。令和4(2022)年6月の受診実績は延83人となっています。医療機関との連携は、障害者の保健・医療の充実を目指す上で非常に重要な要素です。

ただ、医療機関、保健所、社会福祉事業所等が連携し、重度の身体や精神の障害をもつ人の在宅生活を支える、患者のニーズに合わせたケアの提供等が有効な対策ですが、これらの施策を進める上では、専門職の確保等が難しい状況です。

具体施策

(1)健康づくりの推進

健康やかげ 21・食育推進計画を通して、町民一人ひとりの生涯にわたる健康的な生活の実現を図るための健康づくりを、引き続き推進します。

(2)障害の早期発見・早期支援

1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等で、言葉の遅れや落ち着きがないなどの保護者からの相談に対応し、言語聴覚士による言語相談、臨床心理士等による個別相談の実施等の充実を図り、引き続き早期発見を推進します。必要性の高い幼児に対する家庭訪問や子育て支援センターでの個別言語相談・要観察児教室の開催をはじめ、医療機関等関係機関との連携を一層強化し、引き続き障害の早期支援を推進します。特に発達期の乳幼児に必要な治療と指導・訓練を通して、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の自立と社会参加へつなげる支援を推進します。

(3) 医療体制の充実

医師会、歯科医師会との連携を踏まえて、必要な治療を受けることができる診察機能の向上を働きかけるとともに、障害者やその家族に対する医療に関わる経済的 支援体制を充実させる等、障害を軽減し、より快適で自立した生活を促進します。

(4)医療・リハビリテーション体制の充実

医療機関と連携し、障害の重度化・重複化の予防を図り、障害のある人の自立を 促進するために、個々の障害の程度・種別に応じたきめ細やかなプログラムに基づ くリハビリテーション体制の充実を図ります。



第5節 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障害者の望む暮らしを実現できるよう、自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うことが必要です。

また、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する必要があります。

さらに、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、 地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることも必要です。

日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のあるこどもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上等が必要です。

1 相談支援体制の充実

現状と課題

障害のある人や家族からの幅広い相談については、情報の提供、問題解決への助言や調整を行う総合的な相談体制をつくることが必要です。また、自発的に支援の希望を表すことができない人に対しては、ニーズを掘り起こし、必要なサービスに結びつけるための支援も必要です。

これらの取組を通して、障害のある人が、社会において安心して生活できることが必要です。

本町では令和2(2020)年4月から矢掛町障害者相談支援センターをあすなろ園に委託設置し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な支援等を行い、相談体制の整備を行いました。また、民生委員・児童委員との連携を強化し、身近な地域での相談体制の充実を図っています。

なお、「基幹相談支援センター」については、現在、設置には至っていません。 これまで井笠圏域3市2町で共同設置していた井笠地域自立支援協議会が解散したことにより、令和2(2020)年4月に町単独で障害者自立支援協議会を設置し、 関係団体、相談支援事業所等と連携した取組を行えるようネットワークづくりを 行っています。

矢掛町障害者自立支援協議会をあすなろ園に委託設置し、地域の関係機関によるネットワーク構築及び課題の情報共有を行い、地域の障害者等の支援体制に係る課題整理、社会資源の開発及び改善に向けた協議を行いました。

苦情については、サービス事業者には相談窓口を利用者に明示し適切に対応するよう促しています。サービス事業者の相談窓口で解決できない場合等には、県等の関係機関とも連携を取りながら解決に努めています。

具体施策

(1)相談支援体制の整備

障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を検討します。

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に解決するため、サービス事業者には相談窓口を利用者に明示し、適切に対応するよう促すとともに、サービス事業者の相談窓口で解決できない場合等には、県等の関係機関とも連携を取りながら解決に努めるなど、利用者の快適なサービス利用を促進します。

(2)「基幹相談支援センター」の設置

相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者等の相談等を総合的に行い、 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知 し、その設置を検討します。

(3)地域自立支援協議会の充実

矢掛町障害者自立支援協議会における運営評価や困難事例への対応についての協議・調整を通して、地域における相談支援事業の適切な実施を推進します。併せて、地域の関係機関によるネットワークの一層の充実・発展を図ります。

(4)相談機能の充実

地域と関わるための最初の相談窓口である民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉協議会、矢掛町障害者相談支援センター、矢掛町障害者自立支援協議会等との連携を強化し、身近な地域で、家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等により、その家庭や家族を支援する体制の一層の充実を図り、重層的支援体制整備事業を踏まえた連携強化に努めます。

また、ピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート体制について検討します。

2 意思決定支援の推進

現状と課題

自ら意思を決定することや、表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を支援するため、相談支援専門員やサービス管理責任者等の意思決定支援の質の向上を図るための研修等が必要です。

具体施策

(1) 意思決定支援のための取組の充実

意思決定のための支援が必要な障害者等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等、必要な支援について関係団体等に要請します。

(2)成年後見制度の利用を促進する意思決定支援の充実

判断能力が不十分な知的障害や精神障害のある方への成年後見制度の適切な利用を促進するため、成年後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修等について関係団体等に要請します。

3 地域移行支援、在宅サービス等の充実

現状と課題

アンケート調査結果において、現在の暮らしについては「家族と暮らしている」が74.7%となっており、家族との生活が大半を占めています。ただ、福祉施設で暮らしている人や病院に入院している人が、地域で生活するために必要な支援としては「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が41.0%と4割以上を占めていることから、障害のある人にとって、住宅は地域での生活基盤そのものであることが示されています。

本町では、「障害者自立支援法」が施行されて以来、地域生活を支える各種サービスを着実に提供していますが、費用負担の在り方や、昨今の制度の狭間にある引きこもり対策等の問題もあり、多様なニーズに対応できていない状況です。

今後も、制度の移行に伴うニーズの変化に対応し、必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう、各種サービスの質と量を適切に確保していくことが必要です。

また、地域活動支援センターなどの日中活動の場や、自立と社会経済活動への参加のための就労支援事業所などの日中活動の場を充実していくことも課題となっています。

住まいのうち、公営住宅については第4期計画期間内において平屋建ての世帯用住宅を整備しており、今後の需要動向を踏まえて、単身用住宅の整備も必要であると考えています。

また、住宅改造費助成事業の町民への周知について、障害福祉の施策一覧を作成 し、年に1回各戸に配付しています。

また、生活安定施策として、障害者手帳交付時に制度の一覧を配布し、医療費助成も含め各種助成制度の周知を図っています。

障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じた地域移行支援や在宅サービスの充実を図る必要があります。

具体施策

(1)地域移行支援の充実

障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、地域生活移行支援や移行後の支援を推進します。

(2)在宅・日中活動支援の充実

①訪問系サービスの充実

居宅介護等、訪問系サービスの質・量の確保に努めるとともに、事業者へ情報提供等により参入促進を図る、ホームヘルパーに対して研修への参加を促進するなど、専門性の確保と質の向上を図ります。

②一時的支援の充実

障害者を介護する家族の負担を軽減するため、長期休暇中の居場所づくりも含め、短期入所や日中一時支援事業などの支援体制の充実を図ります。

ヤングケアラーを始めとする障害者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障害者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

③日常生活用具給付等の充実

障害者の日常生活を容易にするため、介護訓練支援用具等の給付や貸与を行うとともに、必要な人が適切に利用できるように、使用方法等の情報提供や相談の充実に努めます。

④日中活動の場の充実

県や周辺市町との連携強化を図りながら、生活介護、自立訓練、就労支援等の障害福祉サービスを提供する事業所や地域活動支援センターなど日中の活動の場づくりを図ります。

(3)住まいの場の充実

①グループホームの充実

自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、 障害者の地域における居住の場の一つとして、多様な形態のグループホームの整備 の促進に努めます。

②公営住宅の整備

平屋建ての世帯用住宅を整備の他、今後の需要動向を踏まえた単身用住宅の整備 を検討します。

③住宅整備の普及・啓発

住宅改造費助成事業の町民への周知について、継続して障害福祉の施策一覧を作成し、住宅整備の普及・啓発に努めます。

④地域理解の推進

プライバシーや個人情報の保護を踏まえ、広報誌や行事等による地域の障害者に対する理解の醸成を図ります。

5 各種施策や制度の周知

障害者と一緒に暮らす家族に対し、障害児者に対する福祉サービスや施設情報、 ねたきり老人等介護手当等について広報誌等による周知を図ります。

(4)生活安定施策の充実

①各医療費助成を含む各種助成制度の周知

年金・手当(特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害基礎年金(国民年金)、心身障害者扶養共済制度)、自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)制度、さらには、心身障害者医療や指定難病への医療費助成など各種医療費助成制度がより適切に活用されるよう、障害者手帳交付時の案内や広報紙等により周知を図り、経済的負担を軽減します。

②障害福祉サービス等の適正な利用負担

障害福祉サービス等の利用にかかる負担が適正な範囲を超えることがないよう、 継続して国や県への働きかけを行います。

4 障害のある子どもに対する支援の充実

現状と課題

現在、町内の事業所は児童発達支援と放課後等デイサービスを行う事業所が3箇所、放課後等デイサービスのみを行う事業所が1箇所となっており、障害児支援体制の充実を図っています。

具体施策

児童発達支援や放課後等デイサービスの障害児通所支援事業に係るサービスの質・量の確保に努めます。また、医療的ケアが必要な重症心身障害児が身近で支援を受けることができるよう支援体制の整備に引き続き努めます。また、児童の生活実態等の情報と課題を次のステージへと途切れることなく繋いでいく方法を検討します。

また、発達障害児者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを行う人材を育成するとともに、ピアサポートの推進を検討します。

5 障害福祉サービスの質の向上等

現状と課題

障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を 提供する事業所等に対して、サービスの質の向上について要請する必要があります。

具体施策

(1)障害福祉サービスの質の向上等

障害福祉サービス事業所等、関係団体に対し、共生社会の理念を理解し、障害者 やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるようなサービスの 提供とともに、サービスごとの特性を踏まえた質の評価の取組の推進等についての 要請に努めます。特に、矢掛町障害者自立支援協議会を中心に、研修事業の取組や、 個別の事例の検証をすることにより事業者のサービスの質の向上を支援するととも に、町全体の福祉レベルの向上に努めます。



第6節 情報の利用のしやすさの向上

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、情報の利用のしやすさの向上を一層推進する必要があります。

併せて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、 意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通 じて意思疎通支援の充実を図る必要があります。

1 情報提供の充実

現状と課題

障害のある人の社会参加の促進にとって、さまざまな情報へのアクセスは基本的な権利であり、必要な情報を適切な方法で伝えることが必要です。

アンケート結果をみると、障害や福祉サービス等に関する情報の入手先について、「家族や親せき、友人・知人」が36.5%で最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が31.7%、「かかりつけの医師や看護師」が27.5%となっています。「行政機関の広報誌」が25.0%でそれに続いており、町による情報提供も重要な提供手法として位置付けられています。

本町では、「広報やかげ」や有線放送、矢掛放送等を通じ、障害者へ配慮した広報活動に努めています。また、情報配信メールを活用し、障害者への情報提供サービスの充実やホームページを活用した広報・啓発を行っています。

また、朗読ボランティアに事業委託し、毎月の広報やかげの音訳データをホームページに掲載しているほか、点訳サークルに事業委託し、盲ろう者への文書を点訳し通知する等ボランティア団体等との連携に努めています。

今後は、個々の障害者の状況に配慮した、さまざまな情報提供方法を検討し、充 実していく必要があります。

具体施策

(1)広報活動の充実

「広報やかげ」や有線放送、矢掛放送、情報配信メール等を通じ、障害者へ配慮 した広報活動の充実に一層努めます。

(2)多様な媒体の活用

インターネットを介した町ホームページの閲覧をはじめ、フェイスブック、LINE等のSNSの活用等、多様な障害特性に考慮した内容の充実を図り、障害者等、誰もがICT機器・サービスにアクセスできるよう環境整備に努めるなど、情報提供サービスの充実を図ります。

(3)ボランティア団体等との連携

ボランティア団体等との連携を通して、手話、要約筆記、音声テープなどの情報提供に係る事業の充実を図り、障害者の社会参加を促進します。

2 意思疎通支援の充実

現状と課題

障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障害者のサービス等の利用における情報の利用しやすさの確保が重要です。

具体施策

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため意思疎通に困難を抱える障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者等による支援を行います。また、手話通訳者、要約筆記者等の養成研修の実施や若年層を中心とする人材の確保が促進されるよう事業者等、関係団体へ要請します。

また、意思疎通に困難を抱える障害者が、自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及についても検討します。

|3 行政情報の利用のしやすさの向上

現状と課題

障害者がその権利を円滑に行使できるよう、行政情報の提供においては、利用のしやすさの観点から、ICT等の利活用も踏まえ、必要な提供環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行う必要があります。

具体施策

行政情報、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び災害時等、緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供を徹底し、多様な障害の特性に応じた配慮を検討します。

第7節 教育の振興

障害の有無によって分け隔てられることなく、町民が相互に人格と個性を尊重し合う 地域共生社会の実現に向け、可能な限り、ともに教育を受けることのできる仕組みづく りが必要です。

学校教育における障害のある幼児・児童・生徒に対する支援を推進するため、適切な 支援ができる環境の整備が必要です。

さらに、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整えるため、生涯を通じた多様な学習活動の推進に努め、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

1 障害の早期発見・療育

現状と課題

アンケート調査結果をみると、20 歳未満の回答者のうち全体の 73.3%が発達障害の診断を受けています。また、10.0%が難病の認定を受けており、医療的ケアを必要としています。

本町では、子ども支援会議を年2回開催し、認定こども園・保育園・小学校・中学校の 教職員と特別支援を要する子どもたちの現状や具体支援について綿密に連携を図るよう 努めています。

また、乳幼児健診のほか、保健所による発達支援相談、健康管理センターや子育て支援センターによる相談や言語指導などを実施しています。

障害を未然に防ぐためには、身体障害者の場合は、「後天的な疾病」がその原因の大半を占めるため、疾病予防、早期治療が重要です。先天的な障害についても、母子に対する 訪問指導や乳幼児健診により、早期発見・療育につなげることが必要です。

今後は、子ども支援会議等を通して、障害の早期発見、相談、指導、通園・通所、更に 教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援システムの充実・ 強化が必要です。

具体施策

(1)障害の早期発見及び早期対応体制の充実

障害の早期発見及び疾病の予防に対して、妊産婦・乳幼児への訪問指導に取り組むとと もに、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等の母子保健事業を充実し ます。

子どもの言葉の発達や情緒面での成長が気になる保護者からの相談に対しては、子育て 支援センターで行うとともに、保護者との連携を通して、子どもへの言語指導や子どもへ の接し方の助言を引き続き行います。

保育園や認定こども園では、特別な支援を要する園児や発達障害等の診断を持つ園児に対応して、各園での障害児加配の保育士の配置や個別の支援プログラムを通して、適切な援助等を引き続き行います。さらに、保育士の資質向上のための研修受講や園内での情報共有に努めるとともに、保護者からの相談や園児への接し方への対応を行います。

また、「放課後児童クラブ」においては、発達障害等の診断を受けた児童に対して支援

員の加配を行い、適切な支援に努めるとともに、支援員の資質向上のための研修受講や保護者との連携強化に努めます。

(2)事後指導の充実

事後指導の必要な人には、各種健康診査の結果を踏まえて、健康教育・健康相談等の充 実を通して疾病の予防に努めます。

(3)一貫した支援体制の整備

特別な支援の必要な子どもや発達に障害のある子どもについて、人生を通して就学等の節目に途切れることなく支援を受けられるよう、支援体制を整備します。

就学時や中学校進学においては、年に2回、子ども支援会議を開催し、在籍園(校)から就学先に対し支援の内容など必要な情報伝達を行い、子どもの成長や環境の変化に対応できるよう情報共有・指導体制の充実を図ります。支援内容の引継ぎのため、保育園及び認定こども園から小学校へ提供する文書の共通化を図ります。

就労時には、環境の変化に対する適応の困難さや不安の軽減を図るため、本人及び家族に対し関係機関とチームでサポートできるよう支援体制を構築します。

2 教育環境の整備

現状と課題

障害の重複化に対応して、特別支援教育においても一層の多様化が求められています。 個々の能力、適性に応じたきめ細かい教育プログラムに基づく、健全な発育・発達の促 進や社会参加と自立を促進するための職業教育や進路指導対策等の充実が必要です。

特別な支援を要する子どもに対しては、教育課程編成と教育内容・方法の改善、担当教員の専門性や指導力の向上、適応できる教育環境の整備、さらには、保護者に対する相談の充実が必要です。また、障害者差別解消法の施行に伴い、教育分野においては誰も排除しないインクルーシブな教育が求められています。

このような変化を受けて、本町では、岡山県の様式を参考に「個別の教育支援計画」について改めて作成し、学校や各関係部署との連携を図るために活用しています。

また、教育支援員に対しての研修を年3回行う等、特別支援教育研修の充実を図っています。

本町では、平成30(2018)年度~令和4(2022)年度で26人、令和5(2023)年度では25人の教育支援員を各学校に配置しています。特に近年は、外国籍の児童生徒をサポートするための通訳としての支援員、不登校の児童生徒と学校をつなぐ登校支援員、働き方改革を推進するため教師の業務をサポートするための教師業務アシスタントなど、専門的な支援員を配置し、個に応じた教育・支援の充実に努めています。

さらに、令和2(2020)年度に情緒の通級指導教室を新設するとともに、令和5(2023)年度には言語の通級指導教室を週1日半から週5日(月~金)に拡大し、一層充実した指導に努めています。併せて、相談(電話・面談)を適宜受け付け、学校や関係機関と連携を図っています。

今後は、障害により特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、特別支援教育に関する内容の着実な実施に努めます。学校における特別支援教育の体制の整備を促すと

ともに、管理職を含む全ての教職員への研修等を促進することを通して、障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進する必要があります。

具体施策

(1)特別支援教育の推進

障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという 視点に立ち、基礎的環境の整備を進めます。併せて、個別の指導計画や個別の教育支援計 画の活用を通じて、認定こども園、小・中学校等に在籍するLD、ADHD、高機能自閉 症等の園児・児童・生徒を含めて、合理的配慮の提供を受けながら、障害の有無にかかわ らず可能な限り共に教育を受けられるインクルーシブ教育の実現を目指します。

(2)個別の教育支援計画の作成

個の特性に応じた教育・支援を行うため、発達障害等の診断を受けた幼児・児童・生徒に対し、保護者や福祉部局等と連携して作成する個別の教育支援計画等を基に、学校園間・学年間での情報共有を図ります。

(3)特別支援教育研修の充実

特別支援教育の理解と認識の深度化のため、認定こども園、小・中学校の教職員に対して、一層の研修の充実に努めます。

(4)教育支援員の配置

特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対して、個に応じた教育・支援を一層充実させるため、各校園の実態に応じて、教員と連携して生活・学習の支援を行う教育支援員を配置します。

(5)通級による指導の充実

小・中学校の通常学級に在籍する言語障害や発達障害・情緒障害の児童生徒を対象に、 自校通級、他校通級の充実をはじめとして、通級による個別指導がより一層普及するよう 努めます。

(6)教育相談体制の充実

総合的な教育相談体制の充実を図るため、面接相談、電話相談及び教育支援センター(適応指導教室)の機能の充実に努めます。

3 生涯を通じた多様な学習活動の充実

現状と課題

学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・ 開発・伸長するため、障害者の各成長段階における効果的な学習や支援の在り方を通して、 障害者の地域や社会への参加を促進し、地域共生社会の実現につなげる必要があります。

今後は、講座内容の充実や、開催条件等を工夫し、障害のある人が参加しやすい学習環境を整備していくことによって、今後の障害者の生涯学習活動への多様なニーズに対応していく必要があります。

また、情報化社会が一層発展する中、ICT機器の活用やインターネットの活用が日常生活で浸透してきており、情報化社会に対応した知識や技術の習得の機会を設ける必要があります。

具体施策

(1)学習の機会・場の充実

訪問支援を含む多様な学習活動を行うため、図書館や公民館、文化センター、美術館、海洋センター、総合運動公園等の社会教育施設やその他の公共施設を活用しながら、誰もが利用しやすい活動の場や機会の充実に努めます。

また、各種講座等を通じて、様々な障害を理解する学習会を推進します。

(2)パソコン技術習得の機会の提供

ICT機器やインターネットの活用を活発化するため、スマホを活用した必要な情報の入手や分からないことを気軽に尋ねることができるスマホカフェ等、学びの場の整備等を推進します。

第8節 雇用促進と就労支援

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要です。働く意欲のある 障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を 確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る必要があります。

また、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進するとともに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せのもと、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援する必要があります。

1 障害者雇用の促進

現状と課題

アンケート調査結果をみると、平日の日中の主な過ごし方の中では、「自宅で過ごしている」が32.1%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が13.8%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が11.2%となっています。

このうち、仕事以外で過ごしている 18 歳から 64 歳の障害のある方の3分の1は、就 労への意欲をもっています。また、障害者が働く上で必要な支援については、「職場の上 司や同僚に障害の理解があること」が 36.8%で最も多く、次いで「職場の障害者理解」が 33.8%、「通勤手段の確保」が 28.4%となっています。障害者に対する職場の理解が、障害者が就労する場合の重要な条件となっています。

障害者が職業を通じて自立することは、社会参加の中で最も重要な事項であり、社会的 な関心も高い分野です。

本町では、障害者の職業的自立のため、令和2(2020)年度には、笠岡公共職業安定所と連携を行い、障害者の法定雇用率引き上げについて、広報誌に記事掲載を行い周知しました。

令和4(2022)年度には、井笠地域雇用対策推進協議会と連携し、障害者と企業の接点づくりを目的とした、協議会主催の「いかさ就職フェア 2024(合同就職説明会)」実施に伴う運営協力を行いました。

また、県や障害者就業・生活支援センター、さらには民生委員・児童委員等との連携強化を通して、障害者が個々の特性に応じた雇用の場に就けるよう支援しています。

障害者の雇用については、障害の特性に応じた雇用や就業の場を確保し、障害者が可能な限り一般雇用に就けるように、企業側の障害者雇用への認識の深度化のための啓発活動が必要です。

今後さらに、企業の障害への理解を深めるために、矢掛町障害者自立支援協議会や公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、矢掛町障害者相談支援センター等の関係機関と連携を強化し、障害者雇用の必要性等についての働きかけが必要です。就労に関する相談や職業能力向上のための支援、ジョブコーチなどの周知等も重要となっています。

具体施策

(1)障害者の職業的自立の推進

就労希望者に対して知識や能力の向上、実習や職場探しとともに、一般就労へ向けて、 日常生活を送るために必要な能力の向上を図る等を推進します。

また、公共職業安定所や事業所と連携して、企業への就労が困難な人を対象に、障害者 試行雇用事業(トライアル雇用事業)を活用し、障害者を一定期間試行的に雇用する機会 を提供し、本格的な雇用に向けた支援を行います。

さらに、県や障害者就業・生活支援センター、矢掛町障害者自立支援協議会等と連携し、 職場適応援助者(ジョブコーチ)助成金制度の周知を図るとともに、ジョブコーチの利用 を積極的に推進し、障害の特性を踏まえた専門的な援助を行い、職場への定着を支援しま す。

(2)企業に対する雇用の啓発

矢掛町障害者自立支援協議会等との連携のもと、企業の障害者雇用状況や意向の把握、 雇用への意識の啓発を図るとともに、企業や事業主に対する「特例子会社制度」や各種助 成制度の周知・活用促進を推進します。

さらに、障害者就業・生活支援センター等との連携を深め、企業の障害者の雇用に関する相談に対応できる体制の充実を図ります。

(3)福祉的就労の充実

一般企業への就労が困難な障害者の就労と自立を目的とした就労継続支援(A型・B型) 事業や社会との交流を深めることを目的として、創作的活動や生産活動の機会を提供する 地域活動支援センターに通う利用者に対し、通所奨励金を支給し利用を促進します。また、 事業所の新規参入にあたり、必要な情報提供に努め、参入を促進します。

(4)障害者就労施設等からの優先調達

障害者優先調達推進法に基づき、町内の障害者就労施設等からの優先調達に努めます。

(5)進路指導体制の充実

矢掛町障害者自立支援協議会を中心に事業所、特別支援学校等との連携を深め、事業 所見学や就労に関する講習会、卒業前の移行支援会議などを通じて障害者の就労支援を 引き続き推進します。

2 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

現状と課題

障害者が就労して、自立生活を送るためには、様々な障害特性に応じた職業能力の育成が必要です。一般就労が困難な障害者に対する支援としては、障害福祉サービスである「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」両事業の量・質の強化が必要です。

また、就労相談への対応も重要な取組であり、核となる障害者就業・生活支援センターを中心とした相談体制の充実や就労先の情報提供等が求められます。

さらに、関連機関等との連携・協力を通して、身体の機能の維持・向上や、在宅における就労に向けたパソコン等の I T (コンピュータの操作)技術の習得などを充実させる必要があります。

具体施策

(1)障害福祉サービスにおける就労支援の推進

就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障害者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。

就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習 や求職活動の支援(施設外支援)等の推進を図ります。

(2)就労相談への対応

障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等と連携を図り、就職前から就職後のフォローまで、一貫した適切な相談・助言体制の充実を図ります。また、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等についての情報提供を通し、これら関連機関の周知に努めます。

(3)IT技術習得の充実

短時間労働や在宅就業、自営業など障害者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、「障害者 I T サポートセンターおかやま」などと連携し、I C T (コンピュータを通したコミュニケーション技術等の習得)を活用したパソコンやインターネット等のI T技術の習得のための機会や情報の提供に努めます。

適切な雇用管理を行った上で、時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方を推進します。

(4)農福連携の推進

障害のある人の農業分野における就労を促進し、所得の向上を図るため、「農福連携」により福祉関係者等に情報提供を行い、農業分野での障害者就労を推進します。また、農業者と就労継続支援事業所の連携が図れるよう岡山県農福連携サポートセンターの周知に努めます。

第9節 文化芸術活動・スポーツ等の振興

全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活と社会を豊かにするとともに、町民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進を図る必要があります。

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実 等を図るとともに、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつく る必要があります。

1 文化芸術活動等の充実に向けた環境整備

現状と課題

矢掛町障害者自立支援協議会において、毎年 12 月の障害者週間に合わせて、障害についての啓発・理解を深めることを目的としたパネル展を開催し、町内の障害当事者団体、事業所利用者等の作品や、活動内容を紹介するポスター等を展示しています。

矢掛町地域活動支援センターでは、創作的活動としてミュージックベルの練習を取り入れ、発表や他の団体との共演を実施しています。

今後は、ポストコロナを踏まえた交流活動の再開も検討する必要があります。

具体施策

矢掛町障害者自立支援協議会の活動を通して、障害者団体や施設利用者などの文化活動 の成果発表の場の拡大を図るとともに、開催を支援します。

2 スポーツに親しめる環境の整備

現状と課題

現在、本町では町民レクリエーション大会、カローリング大会、ニュースポーツ大会、カヌー体験会等のスポーツ大会や各種の講座を開催していますが、開催場所が限られている、参加者が固定している、新型コロナウイルス感染症の影響など、障害のある人もない人も一緒に楽しんだりする機会は十分とは言えない状況です。

スポーツ大会に際しては、障害者、特に発達障害を持つ児童の特性等への町民の理解は十分ではなく、具体的な啓発及び情報伝達方法をいくつか検討する必要があります。

今後は、地域共生社会の実現に向け、障害のあるなしにかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努める必要があります。

さらに、指導者の育成のための障害者スポーツ指導員養成講習会への派遣を検討する必要があります。

具体施策

(1)スポーツ活動の充実

障害者スポーツ事業や障害者をはじめ広く町民に対する啓発・広報活動の積極的な推進を図ります。また、発達障害を持つ児童の突発的な行動等を、町民へ周知伝達し、権利擁護の推進に努めます。

(2)体育施設の整備

体育施設の整備にあたっては、障害者がスポーツに参加しやすいような関連設備の整備 に努めます。

(3)指導者の育成

地域における障害者スポーツの指導的役割を果たす人材の養成を図るため、スポーツボランティアの人材育成に努めます。





計画の推進

第1節 計画の推進体制

計画推進にあたっては、国・県等と情報提供や人材育成等の連携を強めることにより、障害福祉サービス、地域生活支援事業等の持続的なサービス提供体制の充実を進めていきます。

また、福祉に係る関連部局をはじめ、社会福祉協議会、福祉施設、学校、民間企業、地 域等との連携を深め、総合的・横断的に施策を展開していきます。

行政内においても、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多くの分野にまたがる 関係部課が互いに連携し合って計画を推進していきます。

第2節 計画の見直し

本計画に掲げる施策及び事業を着実に推進し、障害者福祉の向上を図るとともに、障害者制度改革をはじめ、関連する国や県の施策、社会情勢等の変化に対応するために必要と判断される場合には、期間中であっても随時計画を見直すこととします。



資 料 編

1 矢掛町福祉に関するアンケート調査結果の概要

【1】調査の概要

本調査は、令和6(2024)年度を初年度とする『第5期害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』の策定に向けて、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施しました。

調	査 種 類	福祉に関するアンケート調査の概要	
対	象者	矢掛町内にお住まいの、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福	
		祉手帳所持者、障害福祉サービス利用者、障害児通所サービス利用者	
実	施期間	令和5(2023)年1月13日(金)~27日(金)	
実	施方法	郵送配布、郵送回収	

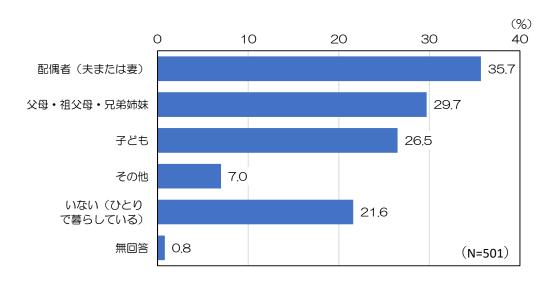
配布数	回収数	回収率
880件	501件	56.9%

【2】主要調査結果

※ 単数回答の場合、本文及び図表の数字に関しては、全て小数点第2位以下を四捨五入し小数点第1位までを表記。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。

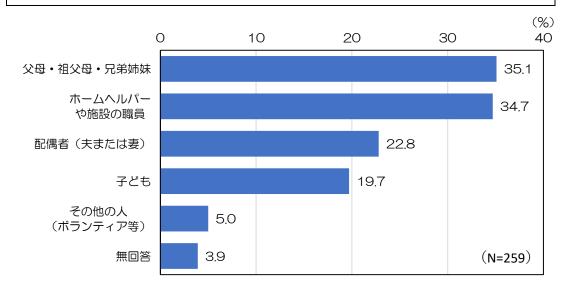
1 同居者について

「配偶者(夫または妻)」が35.7%で最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」が29.7%、「子ども」が26.5%となっています。



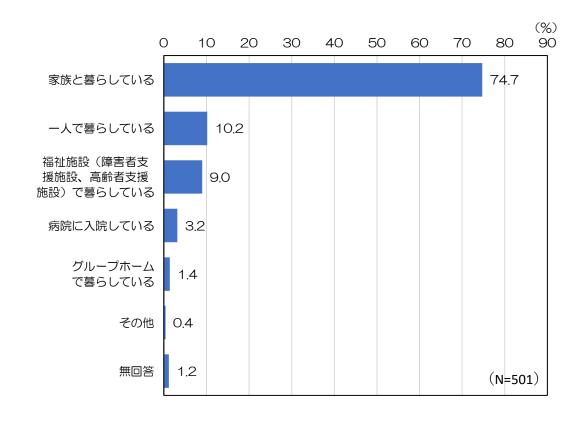
2 介助してくれる方について

「父母・祖父母・兄弟姉妹」が35.1%で最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が34.7%、「配偶者(夫または妻)」が22.8%となっています。



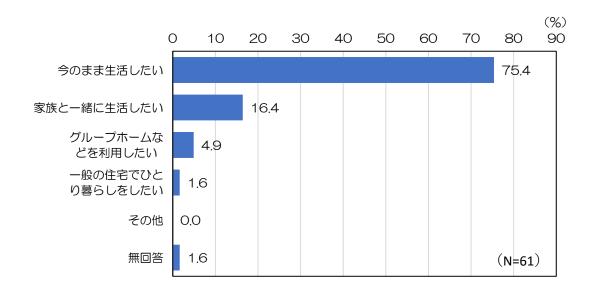
3 現在の暮らしについて

「家族と暮らしている」が74.7%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」が10.2%、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」が9.0%となっています。



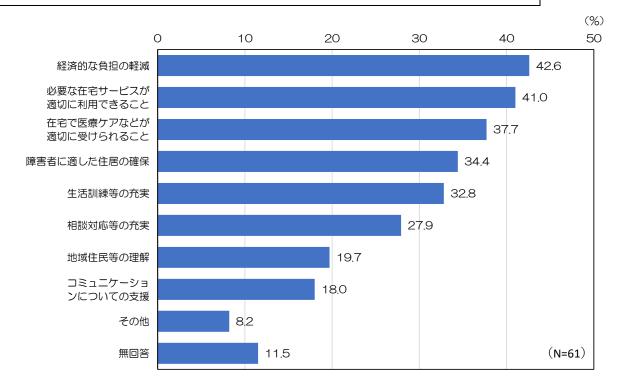
4 地域での生活意向について

「今のまま生活したい」が 75.4%で最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」が 16.4%、「グループホームなどを利用したい」が 4.9%となっています。



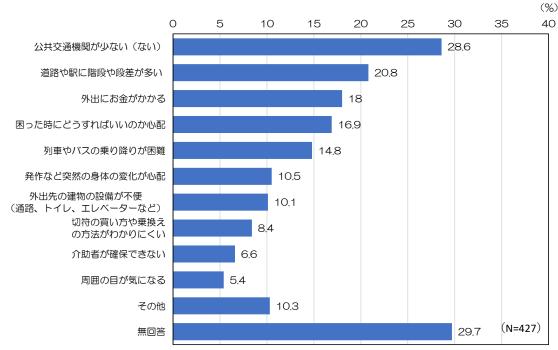
5 地域で生活するために必要な支援について

「経済的な負担の軽減」が 42.6%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが 適切に利用できること」が 41.0%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられる こと」が 37.7%となっています。



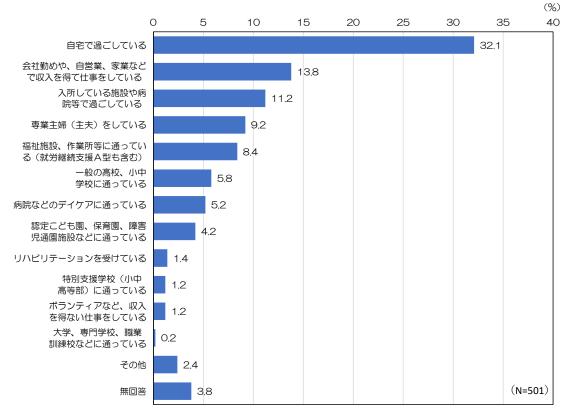
6 外出時に困ることについて

「公共交通機関が少ない(ない)」が28.6%で最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が20.8%、「外出にお金がかかる」が18.0%となっています。



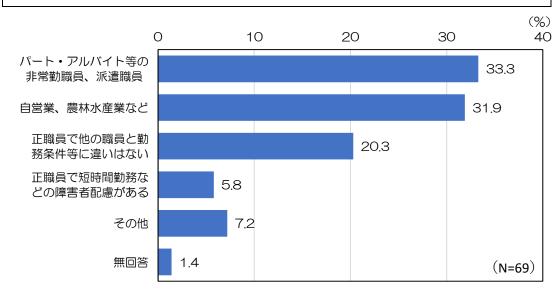
7 平日の日中の過ごし方について

「自宅で過ごしている」が32.1%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、 家業などで収入を得て仕事をしている」が13.8%、「入所している施設や病院 等で過ごしている」が11.2%となっています。



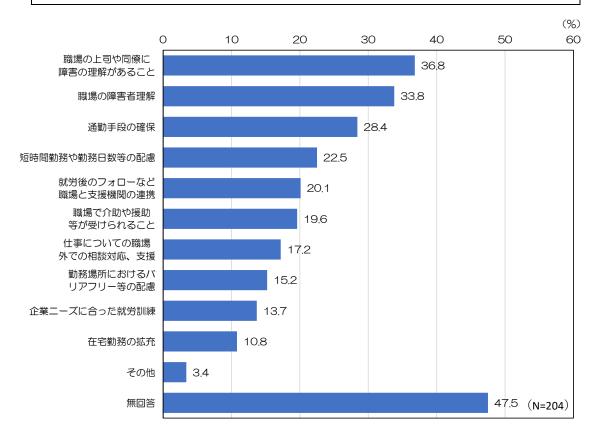
8 勤務形態について

平日の日中の過ごし方で「収入を得て仕事をしている」方の勤務形態については、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が33.3%で最も多く、次いで「自営業、農林水産業など」が31.9%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が20.3%となっています。



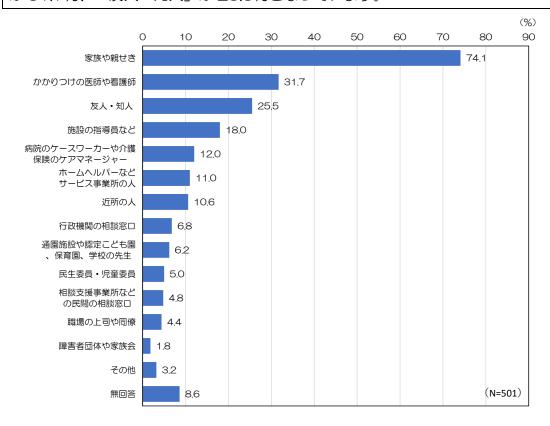
9 障害者の就労支援として必要なことについて【18~64歳の方のみ】

「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が36.8%で最も多く、次いで 「職場の障害者理解」が33.8%、「通勤手段の確保」が28.4%となっています。



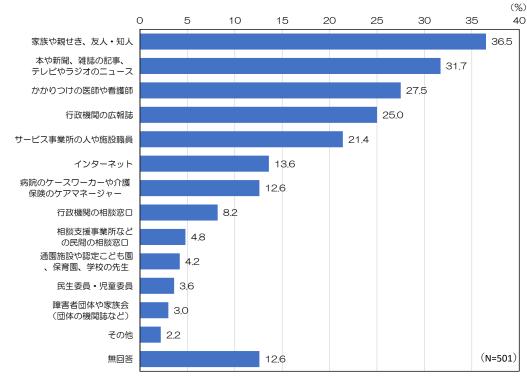
10 悩みや困りごとの相談相手について

「家族や親せき」が74.1%で最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が31.7%、「友人・知人」が25.5%となっています。



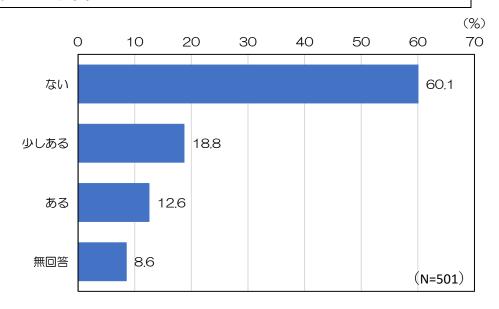
11 情報の収集先について

「家族や親せき、友人・知人」が36.5%で最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が31.7%、「かかりつけの医師や看護師」が27.5%となっています。



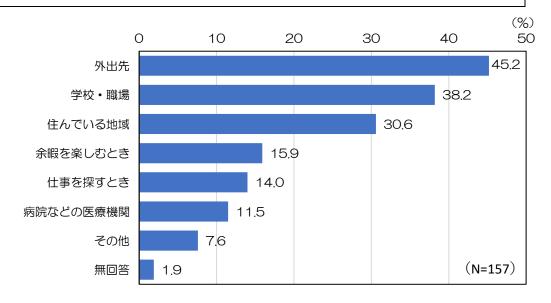
12 差別や嫌な思いをする(した)経験について

「ない」が60.1%で最も多く、次いで「少しある」が18.8%、「ある」が12.6%となっています。



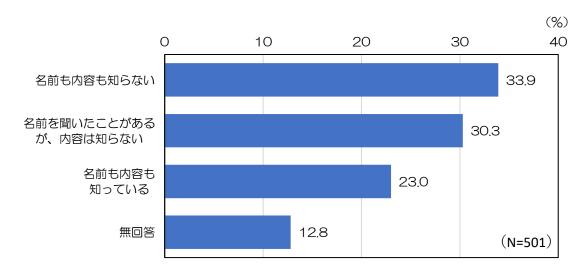
13 差別や嫌な思いをした場面について

「外出先」が45.2%で最も多く、次いで「学校・職場」が38.2%、「住んでいる地域」が30.6%となっています。



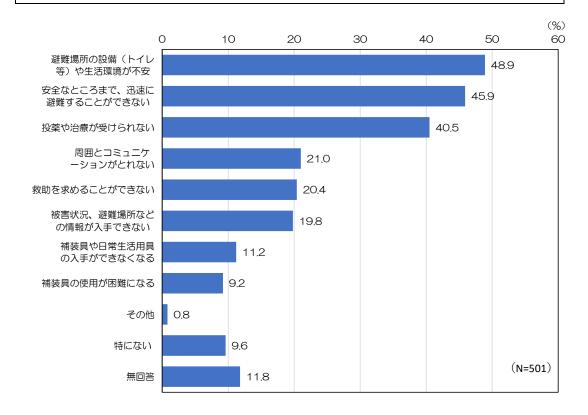
14 成年後見制度の認知状況について

「名前も内容も知らない」が 33.9%で最も多く、次いで「名前を聞いたことが あるが、内容は知らない」が 30.3%、「名前も内容も知っている」が 23.0%と なっています。



15 災害時に困ることについて

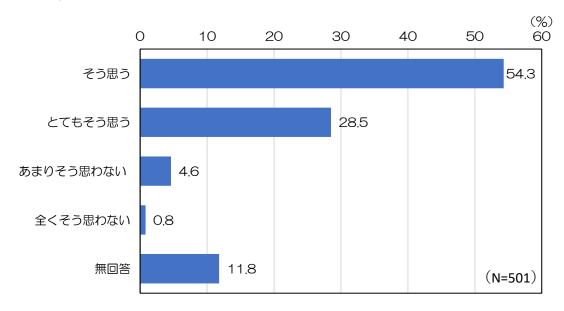
「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 48.9%で最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 45.9%、「投薬や治療が受けられない」が 40.5%となっています。



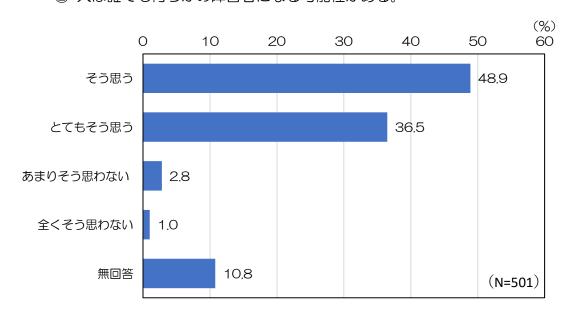
16 障害のある人に対して感じていることについて

「とてもそう思う」では[②人は誰でも何らかの障害者になる可能性がある]が36.5%で最も多く、次いで[③障害の有無に関らず、人は自分の意思を尊重されるべきである]が34.7%、[①障害のある人が地域で暮らすことは、当たり前のことである]が28.5%となっています。「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせた"そう思う"でも同様の結果となっており、[②人は誰でも何らかの障害者になる可能性がある]が85.4%、[③障害の有無に関らず、人は自分の意思を尊重されるべきである]が83.4%、[①障害のある人が地域で暮らすことは、当たり前のことである]が82.8%となっています。

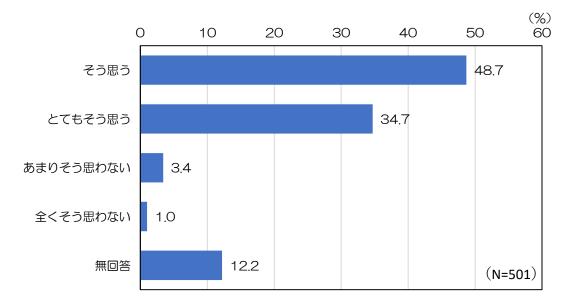
① 障害のある人が地域で暮らすことは、当たり前のことである。



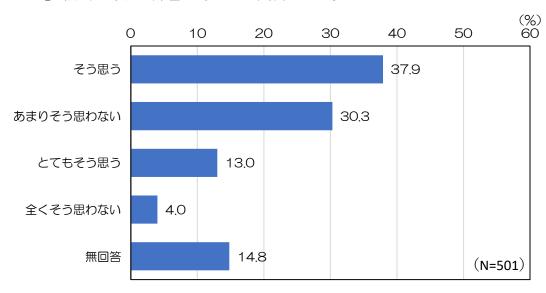
② 人は誰でも何らかの障害者になる可能性がある。



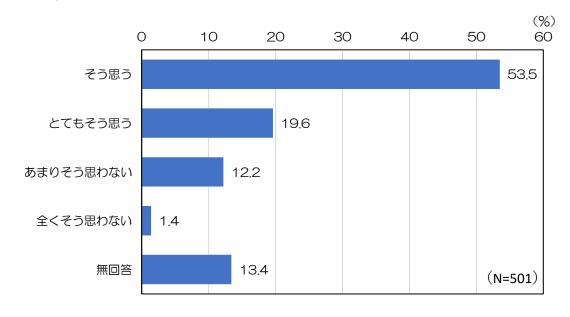
③ 障害の有無に関らず、人は自分の意思を尊重されるべきである。



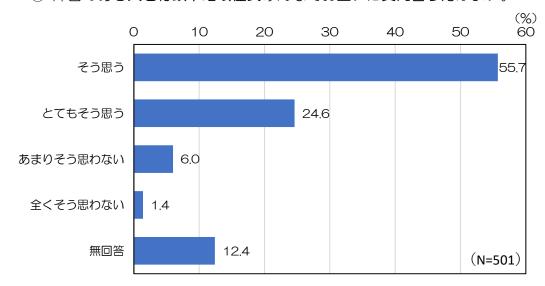
④ 機会があれば障害のある人と交流したい。



⑤ 障害のある人の社会参加が進むべきだ。

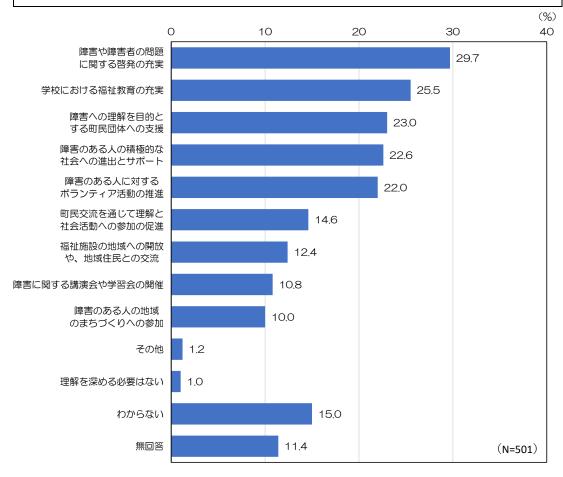


⑥ 障害のある人を行政や地域住民みんなでお互いに支え合う方がよい。



17 障害のある人への町民の理解を深めるために必要なことについて

「障害や障害者の問題に関する啓発の充実」が29.7%で最も多く、次いで「学校における福祉教育の充実」が25.5%、「障害への理解を目的とする町民団体への支援」が23.0%となっています。



2 用語解説

用語	説明
【あ行】	
インクルーシブ教育	子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわりなく、 誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目 指す教育理念と実践プロセスのこと。
ADHD(注意欠陥 /多動性障害)	【Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder】 知能はほぼ正常ないし正常以上であるが、年齢あるいは発達に不釣りあいな注意 力の欠如/衝動性・多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機 能に支障をきたすもの
LD	【Learning Disabilities】 全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く・話す・読む・計算するなど、特定 の能力の習得や使用に著しい困難を示す様々な障害の総称
【か行】	
基幹相談支援センター	相談支援体制の強化を目的とした施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。
共生社会	人間は一人ひとりがすべて異なる存在であり、この違いをかけがえのないものと して受けとめ、互いが理解し合い、共に生きる社会のこと。
強度行動障害	食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
居宅介護	介護給付に基づくサービス。障害者が自宅において自立した生活が行えるよう、 入浴、排せつ、食事など生活全般の介護を行う。
グループホーム	訓練等給付に基づくサービス。就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている 障害者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場に おいて相談や食事提供その他の日常生活上の世話を行う。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。
高機能自閉症	自閉症(3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③趣味や関心が狭く特定のものにこだわること等を特徴とする障害)のうち、知的障害をともなわないものをいう。
合理的配慮	障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことをいう。
コミュニケーション支援事業	地域生活支援事業。手話通訳者や、要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置、点訳、音声訳等による支援事業などにより、意思疎通に支障がある障害者等の意思疎通を仲介するもの 聴覚その他の障害のために意思疎通を図ることが困難な障害者等に対して、手話 通訳又は要約筆記により意思疎通を仲介する者の派遣等を行うことにより、聴覚 障害者等の福祉の向上を図る。

用語	説明		
【さ行】			
児童発達支援	障害児通所給付に基づくサービス。障害を持つまたは障害の疑いのある就学前の 児童を対象に、事業所等に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能 の付与、集団生活への適応訓練などを行う。		
就労移行支援	訓練等給付に基づくサービス。一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。		
就労継続支援 (A型)	訓練等給付に基づくサービス。利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会を 提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上の ために必要な訓練等を行う。		
就労継続支援 (B型)	訓練等給付に基づくサービス。一定の賃金水準のもとで継続した就労の機会を提供し、OJT(職場内訓練)、雇用への移行支援等のサービスを行うもの。年齢が高く一般雇用が困難な障害者も対象としている。		
障害者週間	平成 16 (2004) 年6月に障害者基本法が改正され、それまで 12月9日を「障害者の日」と定めていた規定から、12月3日から 12月9日までを「障害者週間」と定める規定へと改められた。 12月9日は、昭和 50 (1975) 年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日である。一方、12月3日は、昭和 57 (1982) 年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された日である。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開し、障害者問題の啓発と、障害者自身の社会への完全参加と平等の実現に向けた努力がなされている。		
 情報アクセシビリ	る。 パソコンや Web ページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなど		
ティ	を、高齢者や障害者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。		
職場適応援助者 (ジョブコーチ)	就労を希望する障害者に対して、一緒に職場へ行き、ともに作業をしたり休憩間を過ごしたりしながら、障害者が働きやすいように援助を行うことや、事業や他の従業員に対して、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて、務や職場環境の改善を提案するなどして、障害者の職場定着を図ることを業務する人		
重層的支援体制	市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のこと。		
自立訓練	訓練等給付に基づくサービス。一定期間のプログラムに基づき、自立した生活のために必要な訓練等を行うもの。主に身体障害者を対象とした機能訓練と、知的障害者又は精神障害者を対象とした生活訓練がある。		
自立支援医療	更生医療、育成医療、精神通院公費のように障害の種類や年齢により決められて いた公費負担医療制度を、障害者自立支援法の施行の際に一本化したもの		
人権週間	1948年12月10日の国際連合第3回総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して、1949年に法務省と全国人権擁護委員連合会が12月10日を最終日とする1週間(12月4日-12月10日)を人権週間と定めた。世界人権宣言の趣旨と重要性を広く日本国民に訴えかけるとともに人権尊重思想の普及高揚を図るための週間		
生活介護	介護給付に基づくサービス。常に介護を必要とする人に対して、日中に施設等に おいて入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。		

— ■	=× nn
用語	説明
精神障害者にも対応	精神障害者が地域の一員として、安心して 自分らしい暮らしをすることができる
した地域包括ケアシ	よう、医療、 障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地 域の助け合い、教
ステム	育が包括的に確保されたシステムのこと。
	知的障害者や精神障害者、又は認知症高齢者などの判断能力の十分でない人につ
北 左纵 只 也成	いて、成年後見人等が契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った
成年後見制度	判断に基づいて契約した場合にそれを取り消すことができるようにすることなど
	により、これらの人を保護する制度で、従来の禁治産、準禁治産の制度に代わるも
19-11-1-17-17	障害者又はその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、
相談支援事業	又は権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生
7 7-3	活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業
【た行】	
 短期入所	介護給付に基づくサービス。介護者の疾病その他の理由で介護が行えない場合に、
7±7037 (171	短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行う。
 地域活動支援セン	 創作的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流の促進を行う
ター	「場。利用人員や活動内容により、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類の形態がある。
	市町村を設置主体とし、その地域の行政、福祉、医療、保健、教育、雇用等の公的
	機関及び事業所や当事者団体等の様々な機関により構成される。相談支援事業等
地域自立支援協議会	からその地域での課題を把握し、関係団体間で連携を取りながらその解決を図っ
	ていく場である。矢掛町では井笠圏域の3市2町共同で「井笠地域自立支援協議
	会」を設置している。
	障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、地域で安心して暮ら
地域生活支援拠点	せることができるよう、相談・体験の機会や場所・緊急時の受入、専門性、地域の
	体制づくりの機能を持つ拠点
地域生活支援事業 地域生活支援事業	障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域
	の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施する事業
通級	日本の義務教育における特別支援教育の制度の一つで、通常の学級に在籍してい
	ながら個別的な特別支援教育を受けることの出来る制度
同行援護	介護給付に基づくサービス。視覚障害のため移動に著しい困難を有する方に、外
	出時の付添い、移動のための情報提供、食事の介助などを行う。
	学校教育法施行規則の一部改正(平成 18 (2006) 年4月施行)にもとづく障害
	児教育の新しい呼称。障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的
	な取組を支援するために、一人ひとりのもてる力を高め、生活や学習上の困難を
特別支援教育	改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。従来の障
	害児の種類分けに加えて、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、
	高機能自閉症などの子どもたちにも、地域や学校で総合的かつ全体的な配慮と支
	援をしていく。

用語	説明
特例子会社制度	企業の障害者雇用を推進することを目的とした制度。障害者雇用率による義務は、原則として個々の事業主ごとに課せられているが、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社が一定の要件を満たしていると認められた場合、子会社に雇用されている障害者を親会社に雇用されているものとして雇用率を計算することができる制度
トライアル雇用事業	「トライアル雇用事業」として、平成 15 (2003) 年より厚生労働省によって開始された事業。ハローワークが紹介する障害者や中高年齢者等の就職希望者を、企業が短期間(原則として3か月間)試行的に雇用。その間に企業と就職希望者が理解を深め、その後の本採用へと移行するなど、雇用機会の拡充を図るもの
【な行】	
難病	昭和47(1972)年の難病対策要綱においては、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病又は、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために、家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病とされている。このうち特定疾患治療研究事業対象疾患については、公費による医療費助成の対象となっている。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域に おいて自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利 用援助等を行うもの
日中一時支援事業	地域生活支援事業。日中における活動の場を確保することで、障害者の家族の就 労支援や日常的に介護している家族に対し、一時的な休息を提供する。
ノーマライゼーショ ン	障害者や高齢者などの社会的弱者を正常(ノーマル)なものとはせず、社会から隔離する傾向にあったことを反省し、むしろ一定の弱者が存在する社会こそが正常(ノーマル)であるという考え方を基本とする、国際的な障害者福祉の共通理念
【は行】	
放課後等デイサービス	障害児通所給付に基づくサービス。障害を持つまたは障害の疑いのある就学中の 児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、事業所等に通い、生活能力の向 上のための訓練や、社会との交流体験などを行う。
【や行】	
ユニバーサルデザイ ン	文化・年齢の差異、障害・能力の如何を問わずに、できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインのこと。
【6行】	
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された人に対して交付される手帳。岡山県では障害の程度表示は最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。

3 矢掛町障害者計画等策定委員会諮問

矢福介第565号 令和5年8月17日

矢掛町障害者計画等策定委員会

委員長 原田秀史 様

矢掛町長 山 岡 敦

第5期矢掛町障害者計画及び第7期矢掛町障害福祉計画・ 第3期矢掛町障害児福祉計画の策定について(諮問)

障害者基本法第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定により、矢掛町障害者計画及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画を定めたいので、当該計画の策定について諮問します。

4 矢掛町障害者計画等策定委員会答申

令和6年2月8日

矢掛町長 山 岡 敦 様

矢掛町障害者計画等策定委員会 委員長 原 田 秀 史

矢掛町障害者計画及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児 福祉計画の策定について(答申)

令和5年8月17日付で諮問のありました、矢掛町障害者計画及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画の策定について、本委員会においては、貴職から示された計画書素案を基に、障害者の方々を対象としたアンケート調査結果や関係資料等を参考とし、かつ、各計画書素案と矢掛町振興計画の整合性を図りながら、次の委員によって計4回の会議を通して慎重に審議した結果、別紙の意見を付して答申します。

記

委員長 原田秀史 副委員長 筒井英明

委 員	栢 野 正 敏	委 員	佐伯 愛
委 員	横山昇一	委員	平井育子
委 員	平岡真喜	委員	谷本弥生
委 員	川田世利子	委員	徳 山 聡 子
委 員	守屋恵子		

答 申

- 1 第5期矢掛町障害者計画の基本理念である「「共生社会」の実現~すべての町民が暮らしやすいまち~」の実現のため、障害者の自立支援の視点を踏まえた地域生活への移行や就労支援といった課題への対応、住まいの場の充実に向けた施設整備等、地域全体で支える取組の充実に努められたい。
- 2 本計画の推進にあたっては、相談支援体制の強化とともに、地域資源のネットワーク の構築を通して、障害者(児)一人ひとりが生きがいと尊厳を保ちながら、自立した生 活が安心して送られる取組の推進に努められたい。そのため、各種福祉サービスを提供 している現場での意見を聴取し、常に各種福祉サービスの現状と課題について把握でき る体制の整備に努められたい。

5 計画の策定経過

第5期矢掛町障害者計画及び第7期矢掛町障害福祉計画・ 第3期矢掛町障害児福祉計画の策定経過

実施年月日	実 施 内 容
令和5年1月13日から 令和5年1月27日まで	第5期障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に係る福祉に関するアンケート調査を実施する。 (郵送配布 郵送回収)
令和5年8月10日	岡山県へ第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の数値目標、サービス見込量の中間報告を実施する。
令和5年8月17日	第1回矢掛町障害者計画等策定委員会開催 委員長、副委員長を選出し、委員会開催スケジュールを決定する。計画の策定について町長から諮問を受ける。 計画の概要、矢掛町の現況、各種福祉サービスの状況及び福祉に関するアンケート調査について審議する。
令和5年10月13日	岡山県へ第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の数値目標、サービス見込量の中間報告を実施する。
令和5年10月19日	第2回矢掛町障害者計画等策定委員会開催 第5期障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉 計画の目次構成案、計画骨子案について審議する。
令和5年11月27日	第3回矢掛町障害者計画等策定委員会開催 第5期障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の各素案について審議するとともに、パブリック・コメントの実施内容についての説明を行う。
令和5年12月8日から 令和6年1月9日まで	第5期障害者計画(案)及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)のパブリック・コメントを実施する。
令和5年12月13日から 令和6年1月9日まで	矢掛町障害者自立支援協議会構成員に対し、団体の現状や課 題、計画への意見聴取を実施する。
令和6年1月15日	岡山県へ第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の数値目標、サービス見込量の最終報告及び協議書を提出する。
令和6年1月25日	第4回矢掛町障害者計画等策定委員会開催 パブリック・コメントの実施結果の報告を行うとともに、第5 期障害者計画(案)及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福 祉計画(案)について審議する。
令和6年2月8日	町長に答申する。 (委員長・副委員長)

6 矢掛町障害者計画等策定委員会設置要綱

令和3年3月30日 告示第51号

(目的及び設置)

- 第1条 この要綱は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「矢掛町障害者計画」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「矢掛町障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画(以下「矢掛町障害児福祉計画」という。)の策定のため、矢掛町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。(所管)
- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、調査及び 審議を行うものとする。
 - (1) 矢掛町障害者計画策定に関すること。
 - (2) 矢掛町障害福祉計画策定に関すること。
- (3) 矢掛町障害児福祉計画策定に関すること。

(組織等)

- 第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。
- (1) 矢掛町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健及び医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他町長が必要と認める者
- 2 前項各号の委員の任期は、当該計画に係る審議が終了するまでとする。ただし、役職による委員にあっては、その役職の任期とする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、専門的事項の調査、研究及び審議を行う。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。
- 5 部会は、委員長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて委員長が招集する。 (意見の聴取)
- 第6条 委員会又は部会は、必要に応じて関係者から意見を聴取することができる。 (補助機関)
- 第7条 委員会にプランナーグループを置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和29年矢掛町条例第17号)に定める専門委員の例により支給する。

(庶務)

第9条 委員会又は部会の庶務は、福祉介護課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は町長が招集する。

7 矢掛町障害者計画等策定委員会委員名簿

区分	委員名	所属団体等名称
矢掛町議会議員	◎原田 秀史	矢掛町議会産業福祉常任委員長
学識経験を有する者	栢野 正敏	備中県民局健康福祉部福祉振興課長
保健及び医療関係者	〇筒井 英明	笠岡医師会代表
	横山 昇一	矢掛町民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会会長
	平岡真喜	ほほえみ矢掛所長
福祉関係者	川田 世利子	矢掛町障害者地域活動支援センター施設長
他性发尿苷 	守屋 恵子	障害者福祉施設職員
	佐伯愛	児童デイサービスまきび管理者
	平井 育子	やかげ点訳サークル代表
その他町長が必要と認め	谷本 弥生	矢掛町手をつなぐ親の会会長
る者	徳山 聡子	矢掛小学校長(特別支援学級代表校)

◎委員長 ○副委員長

【任期:令和5年8月17日~審議が終了するまで】

第5期矢掛町障害者計画

- 発行日 令和6年3月
- 発 行 矢掛町役場 福祉介護課

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地

TEL (0866)82-1026 FAX (0866)82-9061